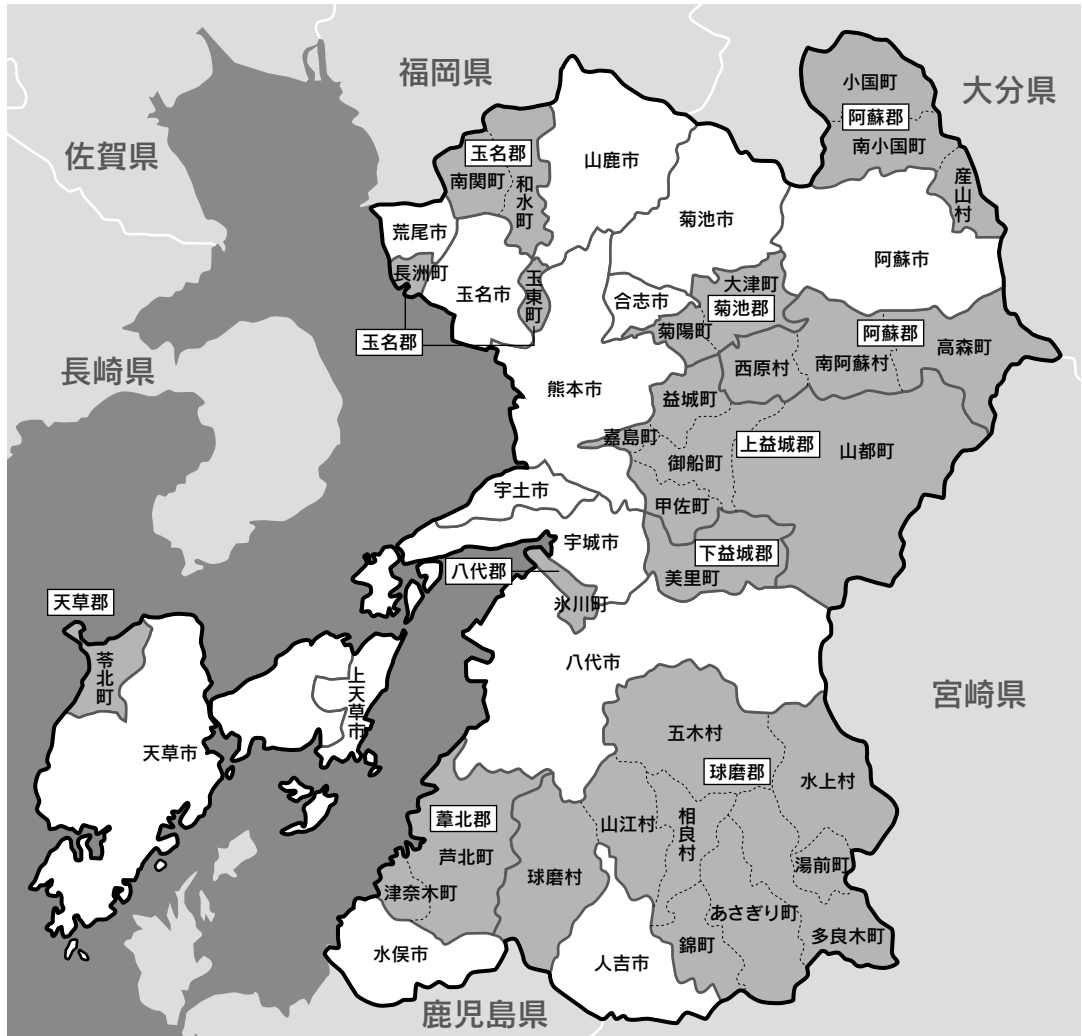


第三編

市  
町  
村  
の  
概  
況

# 熊本県行政区域図



- |           |         |
|-----------|---------|
| —— 県界     | □ 14 市  |
| —— 市郡界    | ■ 31 町村 |
| ..... 町村界 | □ 九州    |

(平成23年3月31日現在)



熊本  
もと  
市し



(熊本市西区役所)



(熊本市北区役所)



(熊本市本庁舎・中央区役所)



(熊本市南区役所)



(熊本市東区役所)

一 概 況

九州のほぼ中心、熊本県の西北部に位置し、南は、宇土市、宇城市、東は、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、北は、玉名市、玉東町、山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町に接し、平成二十年十月六日に富合町と、平成二十二年三月二日に城南町及び植木町と合併し、人口七三、四、四七四(平成二十二年国勢調査)、面積約三九〇平方キロメートルの新しい「熊本市」となった。本市は、西は有明海に面し、東方に阿蘇山を望み、市の北部にかけては阿蘇山系と金峰山系とに属する山岳、丘陵、台地が連なり、南西部にかけて平坦地が広がる。海岸地帯の中部から南部にかけての一角は干拓地である。この広大な平野を、阿蘇山に源を発する白川、菊池や鹿本地方に流れを発する井芹川および坪井川、水前寺一帯の湧水地帯から江津湖を経て緑川に流れる加勢川そして本県の代表的大河である緑川が南部一帯を流れている。

本市は幕藩体制下から熊本藩の城下町であり、また、明治以降は県庁所在地であるということに加え、九州における政治・軍事の中心地として多くの官公庁が置かれ、歴史と文化の薫り高い商業都市、文化都市として発展してきた。昭和二〇年には大空襲、二八年には大水害によつて壊滅的な被害を受けたが、その後さらなる復興を遂げた。九州の中心に位置するという地理的条件に恵まれており、更には森と水の都といわれるように全国有数の豊富で良質な地下水と緑豊かな自然環境を背景に、九州の中心的都市として着実な発展を続けている。

産業としては、サービス業が主だが、農業についても、生産性の高い都市型農業で、すいか、メロン、みかん、トマト、なす、畜産などの農業産出額が高く、中でも植木のすいかや河内のみかんは、全国的に有名である。その他、海苔、アサリ、ハマグリなどの水産業も盛んなほか、大規模な半導体製造工場、食品工業団地などもある。

鉄道は、JR鹿兒島本線熊本駅等一〇駅を擁し、熊本市からは阿蘇・大分方面に豊肥本線また三角線が分岐する。平成二十三年三月には九州新幹線が全線開通し、熊本駅周辺再開発の動きも活発化している。道路は、九州自動車道が本市を南北に貫き、植木、熊本のインターチェンジがある。また、門司・鹿兒島を結ぶ国道三号と大分・長崎を結ぶ国道五七号が本市で交差する。市中心部から約三〇分程

度の阿蘇くまもと空港からは、全国の主要都市を始め、ソウルへの定期便も就航している。また、熊本港も、流通促進の基盤施設として背後地を含め整備が進んでいる。

名所旧跡として熊本城、水前寺公園、本妙寺、田原坂公園、塚原古墳公園、夏目漱石の草枕で有名な峠の茶屋、木原山（仁平久寿の頃、九州探題鎮西八郎為朝の豪弓を恐れて雁がう回した事から一名、雁回山）、日本三大不動の一つとされる木原不動尊、武蔵塚公園、立田自然公園、北岡自然公園、江津湖などがあり、また、伝統工芸には肥後象嵌などが挙げられる。

熊本城は、加藤清正が慶長六年（一六〇一）から七か年を費やして平地に突出した京町台地の先端茶白山を活用して築き上げた平山城で、その規模の壮大さ、「武者返し」の石垣の線の力強さによって日本三名城の一に数えられている。水前寺公園は、正しくは成趣園といい、細川五代藩主綱利が茶を嗜むために築造した庭園で、特に優雅な築山と湧出する清流で優れ、その湧水は江津湖に注いでいる。また、この公園内には、細川藤孝が後陽成天皇の皇弟桂宮智仁親王に古今集の秘伝を授けたといわれる古今伝授の間がある。本妙寺は、清正の建立になる日蓮宗の巨刹であったが、元和元年（一六一五）、忠広が現在地に再建したもので、数百段の石段、壮麗な仁王門、桜並木の参道で知られている。田原坂公園は、西南戦争最大の激戦地「田原坂」の頂上部分にあり、現在は、明治一三年に建立された崇烈碑や、戦没者の氏名を記した慰霊碑、復元された土蔵造りの弾痕の家や、当時の資料を展示した植木町田原坂資料館のほか、ツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。塚原古墳公園は、国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」や、熊本市塚原歴史民俗資料館、火の君遊園地、熊本県民天文台などを有し、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲く美しい古墳公園に整備されている。

主な行事としては、本妙寺第三代高麗日遙上人が清正公の菩提を弔う一周忌に法華経を（六九、三八四文字）書写したのが始まりで、三回忌に山内の僧侶が加わり行ったところ、七月二三日の一夜にして写経が出来たところから頓（すみやか）に法華経を写経した法会ということに由来している、本妙寺「頓写会」、昭和五三年から開催され、熊本県の代表的な民謡「おてもやん」などに合わせて熊本市内中心部を踊り歩く、夏の風物詩、火の国まつり、勇壮な随兵行列や馬追いなど

が行われる、藤崎八幡宮秋季例大祭、くまもとお城まつりなどが挙げられる。

## 二 市名の由来

「隈本」の地名については、最初に菊池の姓を名乗った藤原則隆が、延久元年（一〇六九）、今の菊池郡の鞍岳に登ったとき、熊本市の地域が夕日に濃く隈取られていたので、これを「隈本」といい、現在菊池市になっている旧隈府町が、その近くにあるので、その地方を「隈辺」と名づけたという伝説がある。「くま」のついた地名は、県内だけでも球磨郡や隈庄（以前はくまむたの庄といった）があり、福岡県、佐賀県にも「くま」という地名が多く、この名称のある地域の地形は川によってできた平野であって、周囲が山に囲まれている。

熊本市も、白川下流に平野が開け、周囲を山に囲まれているので、「くま」の地名があるというのはいずれもあてはまるものがある。隈本の地名が文献にあらわれるのは南北朝時代の天授三年（一二七七）を初見とする。その昔は府又は府中と呼んでいたらしい。

隈本を熊本と改めたのは加藤清正で、慶長一二年（一六〇七）、「隈」の字のつくりには畏れるの意味があるので、これを改めて、猛獣の熊を用い、この字によって勇ましい武将の精神を象徴しようとしたものといわれている。

## 三 平成の合併検討経緯

本市においていわゆる「平成の大合併」期に合併検討の気運が高まったのは、平成一三年に策定された国の市町村合併支援プランにより、政令指定都市指定要件の弾力化がなされたことに端を発したものであった。

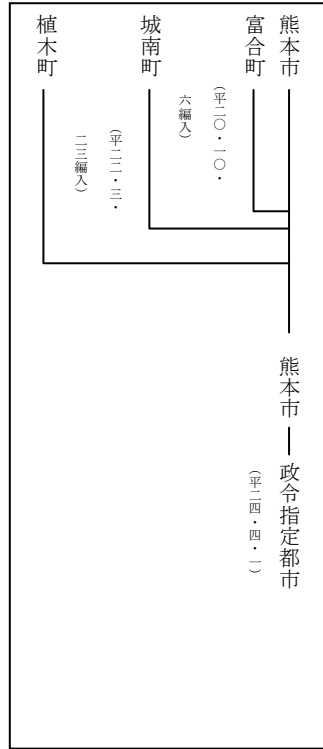
熊本市は周辺市町村との合併・政令指定都市移行を目指した取組みを進めたが合併には至らなかった。詳しくは第二編の記述に譲るが、熊本市周辺町では、熊本市との合併を求める住民発議が計七件提起されたものの、いずれも各町の議会又は住民投票レベルで否定されてしまった。その結果、熊本市は周辺市町村との合併協議会設置に至らないまま旧合併特例法期限を迎えることとなり、合併新法下で引き続き合併に向けた取組みを進めることとなった。

合併新法下では、まず富合町が住民運動の高まりから熊本市と合併協議を開始

し、平成二〇年一月に熊本市との合併を成就した。また、その後、城南町、植木町、益城町でも相次いで政令指定都市を目指した合併を目指す動きが高まり、平成二〇年一月から二月にかけてそれぞれ三つの法定協議会が設置された。その後、その三つの法定協議会で並行して合併協議が続けられ、それぞれ三町において合併の賛否を問う住民投票が行われた結果、益城町では合併反対多数となったものの、城南町と植木町では賛成多数という結果となり、それを受け、平成二二年三月に合併が成就した。これにより熊本市は約七三万人の人口を擁することとなり、悲願であった政令指定都市実現の契機となった。

(第二編「熊本市及び周辺地域」参照)

## 1 合併関係市町村の状況



## 2 検討の経緯

### (一) 富合町の編入

平成一五年三月五日、熊本市議会に、富合町からの住民発議による法定協議会設置の付議が行われた。これを受け、三月二日、熊本市議会の政令指定都市調査特別委員会において議論が行われた結果、富合町との法定協議会設置議案を継続審査とすることとなった。三月一四日、富合町議会において熊本市との法定協議会設置議案が審議され、否決された。

その後、富合町は、宇土市との合併協議を進め、一二月一九日には、宇土市・富合町が合併協定書に調印するまで至ったが、一二月二二日、富合町議会が宇

土市との廃置分合議決を否決し、宇土市と富合町の合併は成就しなかった。(第二編「宇城地域」参照)

平成一六年一二月二二日、富合町長が富合町議会一二月定例会において、熊本市を中心とした合併をしたいとの意向を表明した。

合併新法下になり、平成一七年四月一九日、富合町長が熊本市長を訪問し、合併を前提とした勉強会の設置を申し入れ、熊本市長も早期の設置を約束した。五月一〇日、熊本市・富合町合同研究会を設置。九月までに、両市町の現況、課題、メリット、デメリット、将来像をまとめて「熊本市・富合町合同研究会報告書」を作成した。一〇月から一月に、熊本市内五箇所、富合町内二箇所、報告書の住民説明会を開催した。

平成一八年三月一六日、富合町議会において、熊本市との法定協議会設置の採決が行われ、否決された。その後、四月二七日に、富合町長が区長会会長とともに熊本市長を訪問し、合併任意協議会設置の要請を行った。それを受け、熊本市長が五月一日に富合町長を訪問。五月中にも合併任意協議会を設置し、合併に向けての検討を行っていくことで合意し、五月一九日に「熊本市・富合町合併準備協議会」が設置された。平成一八年一二月五日まで延べ四回の協議が行われた。

そのように、合併に向けての検討が進められている中、平成一八年五月一七日、富合町住民グループが、町選挙管理委員会に熊本市との合併に否定的な町議会解散の本請求を行った(有権者数六、六八八名中、有効署名数 三、六八二人)。それを受けて、七月二日に富合町議会解散の賛否を問う住民投票が実施され、賛成 二、九九一人、反対一、〇五人となり、町議会は即日解散された。

「熊本市・富合町合併準備協議会」での議論が概ね済んだ一二月二二日、富合町臨時議会が開催され、熊本市との法定協議会設置議案が可決された。それを受け、一二月二七日、熊本市議会において、富合町との法定協議会設置議案が可決され、平成一九年一月五日に「熊本市・富合町合併協議会」が設置された。

その後、二回に及ぶ協議会を経て、平成一九年一〇月三一日に合併協定書への調印、一二月一日に富合町臨時議会、同六日に熊本市臨時議会が相次いで

廃置分合関連議案を可決、一月七日に県知事への廃置分合申請に至り、平成二〇年一〇月六日に熊本市が富合町の編入合併を行った。

## (二) 城南町の編入

平成一五年三月五日、熊本市議会が城南町からの住民発議による合併協議会設置の付議を行った。それを受け、同一二日に行われた市議会において、市議会は、城南町からの住民発議による法定協議会設置議案を可決した。城南町議会、熊本市との法定協議会設置議案を四月三日に継続審査とし、その後議会において協議を進めていたが、四月に合併反対を掲げる町長が誕生し、城南町単独でのまちづくりが取り組まれることとなり、合併の話は立ち消えとなった。

その後、平成一九年四月二日、合併新法期限内での合併を掲げる元町長が合併反対であった現職を破り、返り咲きで誕生。平成一九年一月から、住民団体において、県職員出前講座を活用した政令指定都市についての勉強会を開催。平成二〇年四月までの間に八地区、述べ三五〇名が参加して行われた。

公約でもある市町村合併を模索していた城南町長は、平成一九年一月に、合併についての住民アンケートを実施した。その結果、住民の六八・六％が合併に賛成し、そのうち合併相手としては、熊本市が六九・四％で最大となった。

この住民アンケートの結果を受け、平成二〇年一月一日に、「熊本市・城南町合併任意協議会」が設置され、七月までに六回の協議会を開催し、合併した場合のメリット、デメリットなどについて整理が行われた。この任意協議会を経て、法定協議会設置を行いたい意向を町長が示し、八月二日、城南町臨時議会開催し、熊本市との法定協議会設置議案が提案されたが、結果、否決された（賛成五、反対九、棄権〇）。この結果に不満を持った合併賛成派住民が、法定協議会設置議案に反対した議員九名の解職を求めるリコール運動を展開し、九月二六日に九名それぞれに有権者の一／三以上の署名を集めて、町選挙管理委員会に提出された。それに呼応するかたちで、九月一日には、合併反対派住民が、町長及び法定協議会設置議案に賛成した議員五名のリコール運動を開始し、一〇月一〇日に、町長及び五名それぞれに有権者の一／三以上の署名を集めて、町選挙管理委員会に提出された。

そのように合併賛成派、反対派双方にリコール運動が行われている中、九月一二日に、合併の賛否を問う住民投票条例案が合併反対派から提案され、賛成

多数（賛成一〇、反対四、棄権二）で可決された。しかし、九月一八日、その住民投票条例案に町長が再議に付し、賛成一〇、反対六で否決された。同日、熊本市との法定協議会設置議案を町長が再提案し、賛成七、反対七、棄権一、議長裁決で可決された。同時に、町長から法定協議会終了後に実施する住民投票条例案が提案され、満場一致で可決された。

一〇月二日、「熊本市・城南町合併協議会」が設置され、その後八回の協議会が開催され、市街地調整区域の取扱い、水道事業の取扱いなど、特に城南町で不安視されている課題について、真摯な協議が行われた。

そのように法定協議会での議論が行われている中、町を二分するリコール合戦を行うのはふさわしくないという判断により、一月には、賛成派・反対派双方が議員のリコールを取り下げを合意。しかし、合併反対派はこの混乱の主要因は町長にあるという主張から、町長についてはリコールの取り下げを行わず、一月一七日に、町長リコールを町選挙管理委員会へ本請求を行った。

それを受け、町長は、リコール請求の署名簿に不適切な箇所が見受けられることを理由に、リコール請求の署名簿を有効とした町選挙管理委員会の裁決の取消しを求める訴訟を一月二二日に提訴した。二月一七日、熊本地裁は、翌年一月に予定されていたリコール投票の執行停止を決定した。その後、平成二二年四月二七日に、熊本地裁は、リコール署名のうち一一一六名分の取消しを認め、町選挙管理委員会が上告しなかったことからリコール請求は無効となった。

法定協議会での協議が完了したことから、既に可決されている条例に基づき、平成二二年六月二八日に、熊本市との合併の賛否を問う住民投票が実施された。住民投票前は、賛成派、反対派双方が、巨大な立て看板、幟、互いを中傷するビラの配布など、まさに町を二分する激しい運動を繰り広げたが、結果は賛成多数（賛成六、七八二票、反対五、八四四票）となった。

住民投票結果を受け、七月一〇日に城南町臨時議会、同一三日熊本市臨時議会が相次いで廃置分合関連議案を可決、七月一七日に県知事への廃置分合申請に至り、平成二二年三月二三日に熊本市が城南町の編入合併を行った。



(三) 植木町の編入

合併旧法下において、住民投票で熊本市との法定協議会設置が反対多数となつてから、植木町では、単独でのまちづくりを進めていた。

そのような中、熊本市圏の一六市町村で熊本市圏ビジョンが策定（平成一九年二月）される一方で、熊本市と富合町の合併協議が進むなど、再び熊本市の政令指定都市を目指す気運が高まってきたことをうけ、平成一九年五月二五日、植木町議会が「熊本市圏・政令市についての勉強会」を開催し、県から合併、政令指定都市の必要性について説明を行った。住民レベルにおいても、合併の賛否は別に、とりあえず熊本市が目指している政令指定都市とはそもそもどのようなものかを知りたい、という声が高まり、住民団体において県職員出前講座を活用した政令指定都市についての勉強会が開催され、五月から一二月にかけて、八地区で実施し、参加者は述べ約五一〇名にのぼるなど関心が高まってきた。

そのような議会や住民レベルでの気運の高まりを受け、一月一四日に熊本市と植木町は事務レベルでの「政令市及び合併に関する研究会」を発足させ、両市町の事務事業の違いなどについて調査検討を行った。

平成二〇年四月一日、事務レベルでの研究会をさらに深め、仮に合併した場合に植木町域がどのようなものかを検討する場として、両首長、議会関係者などを交えた「熊本市・植木町合併問題調査研究会」を設置。八月まで五回の研究会を開催し、特に植木町側から不安が出されていた、都市計画の線引きの問題、区役所の設置、中心市街地活性化事務の取扱、県立高校の通学区の問題などについて等を中心に調査、研究が行われた。

研究会の成果を受け、植木町長が、法定協議会で更なる協議を行い、事業の財政面での裏付けも踏まえてきちんと検討する必要があるという判断を行い、九月二五日、町議会に法定協議会設置議案を提案したが、賛成九、反対九、棄権一、議長裁決により否決された。

この結果を受け、合併賛成派住民が合併特例法に基づく合併協議会設置請求、及び議会解散請求に係る代表者証明書の交付申請を町選挙管理委員会に提出。

一〇月三日に、合併協議会設置請求について、有権者の一／五〇以上の署名を集めて町選挙管理委員会に提出された。

住民発議に基づく法定協議会設置議案が再度町議会に一〇月二七日に提案されたが、またもや賛成九、反対九、棄権一、議長裁決による否決という前回と全く同じ構図で否決された。

そのため、町長は、町長と議会の意見が割れている以上、直接民意を問うべきという判断の下、一〇月三十一日、住民発議に基づく法定協議会設置の是非を問う住民投票の実施を町選挙管理委員会に請求した。その請求を受けて十一月三〇日に住民投票が行われ、その結果は賛成多数（賛成一〇、三〇九票、反対六、六九七票）となり、熊本市との法定協議会の設置が決定した。

住民投票結果を受けて、一二月四日、「熊本市・植木町合併協議会」が設置され、その後計七回、植木町側の不安を出来るだけ払拭できるよう、丁寧な議論が行われた。概ね協議が終了した平成二一年五月、合併反対派住民から、町の今後を大きく左右する市町村合併の問題については、きちんと合併の是非について民意を問うべきという考えから、合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願が町議会に提案された。それを受け、五月二七日に町臨時議会が開かれ、合併反対派議員から「合併の賛否を問う住民投票条例案」が提案され、賛成一〇、反対九で可決された。住民投票は、並行して熊本市との合併協議を続けていた城南町の住民投票と同日の六月二八日に実施されることとなった。

合併新法下での政令指定都市昇格を目指す熊本市にとっては、政令指定都市になるための人口要件とされている七〇万人に届くためには、この植木町との合併がラストチャンスであることもあり、両市町を挙げた取組が行われた。合併協議会主催の植木町・熊本市合同セミナーには、蒲島県知事も登壇し、県も熊本市の政令指定都市実現の支援を行う姿勢を改めて明確に示した。その結果、六月二八日に行われた熊本市との合併の是非を問う住民投票では、賛成多数となった。（賛成一〇、五九一票、反対七、四九三票）

住民投票結果を受け、七月九日に植木町臨時議会、同一三日に熊本市臨時議会が相次いで廃置分合関連議案を可決、七月一七日に県知事への廃置分合申請に至り、平成二二年三月二三日に熊本市が植木町の編入合併を行った。



3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

【富合町の編入】

- 1 合併の方式  
合併の方式は、下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は、平成二〇年一〇月六日とする。
- 3 新市の名称  
新市の名称は、熊本市とする。
- 4 新市の事務所の位置  
新市の事務所の位置については、熊本市手取本町一番一号（現熊本市役所の位置）とする。
- 5 財産及び債務の取扱い  
富合町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い  
(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併特例等に関する法律第八条第二項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第八条第五項の規定（定数特例）を適用する。  
(2) 議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
農業委員会等に関する法律第三十四条の規定を適用し、平成二三年七月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。  
平成二三年七月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。
- 8 地域自治組織等の取扱い  
市町村の合併の特例等に関する法律第二十六条の規定に基づき、富合町の区域に富合町合併特例区規約を定め、合併特例区を設ける。
- 9 地方税の取扱い  
両市町において差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。  
(1) 事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律第十六条第一項の規定に基づき、富合地域においては課税免除（合併の年度及びその後五年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。  
(2) 法人市（町）民税については、市町村の合併の特例等に関する法律第十六条第一項の規定に基づき、富合地域においては不均一課税（合併の年度及びその後五年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。  
(3) 次の地方税については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、固定資産税の納期については、合併年度は必要な経過措置を設ける。
  - ア 都市計画税
  - イ 入湯税
  - ウ 個人市（町）民税
  - エ 固定資産税
  - オ 特別土地保有税
- 10 一般職の職員の身分の取扱い  
合併時に在職する富合町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村合併の特例等に関する法律第十二条の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。  
職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。  
職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
- 11 合併市町村基本計画  
合併市町村基本計画については、「熊本市・富合町新市基本計画」に定めるとおりとする。
- 12 特別職の身分の取扱い  
(1) 富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとする。  
(2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿

- 13 条例、規則等の取扱い  
 つて協議、調整する。  
 条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。  
 ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。
- 14 事務組織及び機構の取扱い  
 事務組織及び機構の取扱いについては、熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。  
 富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。
- 15 一部事務組合等の取扱い  
 (1) 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。  
 ア 熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。  
 イ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取扱いについては、合併時まで宇城広域連合と調整を行う。  
 (2) 富合町に係る熊本県への事務委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。  
 使用料・手数料の取扱い  
 住民の一体性の確保や負担の公平の関連により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。
- ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設ける。
- 17 公共的団体等の取扱い  
 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実績等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。
- 18 補助金・交付金等の取扱い  
 両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。  
 ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整する。
- 19 町名・字名の取扱い  
 (1) 熊本市の区域内の町名については、現行のとおりとする。  
 (2) 富合町の区域については「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- 20 慣行の取扱い  
 (1) 新市における「市章」、「市木」、「市花」、「市鳥」については、熊本市のものを用いる。  
 (2) 熊本市における「市歌」、「都市宣言」、「名誉市民」については、新市においても継続する。
- 21 国民健康保険事業の取扱い  
 (1) 富合町の国保料率等については、五年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。  
 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。
- (2) 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。  
 (3) 富合町の療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てる。
- 22 介護保険事業の取扱い  
 (1) 介護保険料については、第三期介護保険事業計画期間中(平成一八年～二〇年度)は現行のとおりとし、第四期介護保険事業計画期間(平成二二年～二三年度)から熊本市の例により統合する。

- (2) 家族介護者教室開催、家族介護者リフレッシュ事業及び高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業については、第三期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、第四期介護保険事業計画期間から新市の事業として継続する。
- (3) 富合町の食の自立支援事業については、第三期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、平成二〇年度までに検討する。
- 23 行政連絡機構の取扱い  
富合町の嘱託員制度については、合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する。
- 24 電算システムの取扱い  
電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合する。
- 25 広報広聴関係事業の取扱い  
広報紙及び行政相談については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 26 納税関係事業の取扱い  
(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。  
ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- ア 固定資産評価審査委員会  
イ 納税組合  
ウ 口座振替制度  
エ 納期及び納付書発送  
オ 軽自動車標識交付及び廃車
- (2) 熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加える。  
ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- (3) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。  
ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。
- 27 消防防災の取扱い  
(1) 災害備蓄については、新市の事業として継続する。
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。  
ア 消防補助金等  
イ 消防団運営交付金  
ウ 消防水利施設の設置、維持及び管理
- (3) 防災無線については、合併後、富合町にある現行の無線施設を継続利用する。
- (4) 富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- (5) 非常備消防（消防団）については、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。
- 28 交通関係事業の取扱い  
交通傷害保険及び交通安全協会については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 29 窓口業務の取扱い  
(1) 勤務時間外の窓口業務の対応については、合併時に熊本市の例により統合する。（熊本市役所本庁舎でのみ戸籍届けの受付を行う。）  
(2) 印鑑登録事務及び住民基本台帳カード交付事務については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 30 保健衛生事業の取扱い  
(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。  
ただし、子宮がん検診、乳がん検診の対象年齢は合併年度または、合併次年度に富合町が全年齢受診とし、翌年度から熊本市の例により統合する。また、実施場所については、当分の間現行のとおりとする。
- ア 肺がん検診  
イ 胃がん検診  
ウ 大腸がん検診  
エ 子宮がん検診  
オ 乳がん検診  
カ 妊婦検診

キ 結核検診

ク インフルエンザ予防接種  
ケ 個別予防接種

(2) 女性健康診査については、新市の事業として継続する。

(3) 基本健康診査については、医療制度改革に伴い平成一九年度で終了し、平成二〇年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していく。

(4) 乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行のとおり存続する。幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。

(5) 組織育成（母子保健）については、合併後三年間は現行のとおり存続する。その後の取り扱いについては新市において検討する。

(6) 五歳児相談及び集団予防接種については、当分の間現行のとおり存続する。

(7) ふるさと総合健診、腹部超音波検診及び健康まつりについては、合併特例区の事業として実施する。

31 各種福祉制度の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続する。

ア 熊本市優待証（さくらカード）

イ 住宅改造居宅介護支援員派遣制度

ウ 生きがい推進事業

エ 無料寝具乾燥事業

オ 夏休み障害児・家族支援事業

カ 母子家庭等日常生活支援事業

(2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

ア 敬老の集い

イ 敬老祝品支給等

ウ 災害見舞金等

エ ひとり親家庭等医療費助成事業

オ 乳幼児医療費助成

カ 社会福祉協議会補助金

キ ひとり暮らし高齢者訪問事業

(3) 富合町の保育料については、合併後五年間は現行のとおりとし、その後熊本市の例により統合する。

(4) チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。

(5) 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

32 清掃事業の取扱い

(1) 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。

(2) 合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化び再生利用の普及・啓発については、合併時に熊本市の例により統合する。

(3) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は、熊本市の例により統合する。

33 環境対策事業の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続すること

ア 環境保全（エコライフ）に関すること

イ 水資源

ウ 新世紀漱石の森づくり事業

エ 人口かん養促進事業

オ 水資源有効活用促進事業

34 農林水産関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続する。

ア 農業地域交流促進事業

イ 農業地域活性化支援事業

ウ 地産地消の推進事業

エ 経営体育成支援事業

オ 農業・農村男女協働参画経費

カ (特) 農業金融支援事業

- キ 農用地有効利用促進助成経費
  - ク 市民と農業のふれあい促進事業
  - ケ 生産体制強化施設整備事業
  - コ 流通施設整備事業
  - ク サ 畜産施設整備事業
  - シ 流通対策事業
  - ス 農区長制度
- (2) 農業振興地域整備計画変更については、合併後三年を目途に、統合のための計画変更を行う。
- (3) 農業振興地域整備促進協議会については、農業振興地域整備計画の変更時に併せ、熊本市の例により統合する。
- (4) 農業構造改善事業補助金については、現行のとおり存続する。
- (5) 農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。
- (6) 農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、三年間は現行のとおりとし、その後は廃止する。
- (7) 次の事業については、熊本市の例により統合する。  
ただし、土地改良事業等補助金のうち運営費補助については、平成二五年度まで現行のとおりとし、平成二六年度以降については、関係機関と協議を行い調整する。
- ア 生産体制強化対策事業
  - イ 畜産振興事業
  - ウ 基盤整備事業
  - エ 単県土地改良事業
  - オ 農業用施設災害復旧工事
  - カ 農業委員会あつせん基準
  - キ 農業委員会諸証明手数料
  - ク 土地改良事業等補助金
- (8) 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。
- (9) 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成二一

- 年度までは現行のとおりとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- (10) 農業用廃プラ処理対策協議会補助金については、合併後五年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。
- (11) 認定農業者協議会及び認定農業者協議会補助金については、合併後五年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。その後、熊本市へ統合する。
- (12) 営農連絡協議会については、当分の間現行のとおり存続する。
- 35 商工・観光関係事業の取扱い
- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 新規創業支援事業
  - イ 新産業分野支援事業
  - ウ 雇用対策事業
  - エ 職業技能向上支援事業
  - オ 商店街振興事業
  - カ 工業活性化支援事業
  - キ 中小企業人材育成支援事業
  - ク 観光イベント関連事業
  - ケ 物産振興事業
  - コ 工芸振興事業
  - サ 中小企業団体等支援事業
  - シ 中小企業金融対策事業
  - ス 経営相談事業
  - セ 労働環境・福祉向上事業
- (2) 企業立地促進事業については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行のとおりとする。
- (3) 商工会補助金については、現行のとおり存続する。
- (4) ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施する。
- 36 建設関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。  
ただし、富合地域の公営住宅使用料の算定については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。

- ア 新規道路の認定
- イ 里道の整備（補助金・交付金）
- ウ 道路占用料
- エ 河川の維持管理
- オ 市（町）営住宅使用料の算定

37 都市計画の取扱い

(1) 都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取扱いについて、関係機関と協議するものとする。

(2) 新幹線車両基地建設に伴う受託事業については、合併時に合併特別区の事業として継続する。

38 下水道事業の取扱い

(1) 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。

(2) 下水道使用料及び受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

39 上水道事業の取扱い

(1) 富合町の地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。

(2) 富合町の上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。

(3) 簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備事業補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

40 教育関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続する。

- ア 就学支援（学級支援員配置・修学旅行特別支援）
- イ 青少年国際・国内交流事業
- ウ 青少年活動支援事業
- エ 生涯学習推進事業
- オ 家庭教育推進事業
- カ スポーツ振興基金等
- キ 総合型地域スポーツクラブの育成
- ク 各種大会（開催）補助金
- ケ 少人数学級

(2) 小中一貫教育（教育特区）については、合併後も新市（富合地域）の事業として継続する。

(3) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。  
ただし、育英奨学金（育英事業）において、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合は、それぞれの貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用する。また、運動施設の予約については、富合町住民は富合地域内の運動施設に限り、五年間先行予約を認める。

- ア 通学区域（高等学校）
  - イ 地域公民館（社会教育施設）への補助金
  - ウ 学校図書館充実事業
  - エ 育英奨学金（育英事業）
  - オ 青少年育成会議
  - カ 青少年健全育成事業
  - キ 図書館のサービス
  - ク 運動施設予約・案内システム
- (4) 各種大会等については、合併特別区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
- (5) 各種体育施設については、合併特別区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特別区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市



の例により統合する。

- (6) 公民館の運営については、合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。

- (7) 公民館使用料については、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料について、五年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (8) 公民館学級及び成人式については、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (9) 図書館の施設管理運営については、熊本市富合公民館図書館とし、閉館時間については五年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (10) 図書の管理等については、合併時に熊本市富合公民館図書館となり、電算システムは統合するが、一部（複写サービスは廃止）を除き、五年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (11) 体育協会については、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (12) 文化協会については、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。

- (13) 学校施設一般開放管理業務については、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。

- (14) PTA連合会他公共団体及びPTA連合会他公共団体への補助金については、合併後、五年間は現行のとおり継続する。

ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。また、熊本市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。

#### 41 選挙管理事務の取扱

富合地区の投票区の区割りについては、合併時までに有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討する。

#### 42 その他の事業の取扱

- (1) 防犯協会及び防犯灯設置補助金については、合併時に熊本市の例によ

り統合する。

- (2) 町内自治会活動支援事業及び地域コミュニケーションセンター運営・建設事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。

- (3) 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行のとおり継続する。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。

#### 【城南町の編入】

- 1 合併の方式  
合併の方式については、下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

(付帯事項)

熊本市と城南町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

- 2 合併の期日 合併の期日は、平成二十二年三月二三日とする。

- 3 新市の名称

- 4 新市の名称は、熊本市とする。

- 5 新市の事務所の位置

- 6 新市の事務所の位置については、熊本市手取本町一番一号とする。

- 7 財産及び債務の取扱

- 8 城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

- 9 議会の議員の定数及び任期の取扱

市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項の規定による定数特例及び第九条第一項第二号の規定による在任特例は適用しない。

- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
 農業委員会等に関する法律第三十四条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。  
 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。
- (1) 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおりに継続する。
- (2) 農業委員会の委員の任期については、現行のとおりに継続する。
- 8 地域自治組織等の取扱い  
 合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。
- (1) 名称は、城南町とする。
- (2) 設置期間は、合併の日から五年間とする。
- (3) 城南町合併特例区の規約については、別に定める。
- 9 地方税の取扱い  
 (1) 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。  
 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は課税免除とする。  
 なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- (2) 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。  
 なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- (3) 城南地域に係る法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。
- (4) 個人市（町）民税については、熊本市の例に統一する。  
 ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- (5) 固定資産の概要については、次のとおりとする。  
 ア 固定資産税については、熊本市の例に統一する。  
 ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行のとおりにする。  
 イ 固定資産の評価方法については、平成二四年度（または平成二七年度）の評価替え時に熊本市の例に統一する。
- (6) 入湯税については、熊本市の例に統一する。
- 10 一般職の職員の身分の取扱い  
 合併時に在職する城南町の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第十二条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。  
 職員関係の制度については、熊本市の例に統一する。  
 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
- 11 合併市町村基本計画  
 合併市町村基本計画については、「熊本市・城南町新市基本計画」に定めるとおりとする。
- 12 一般事務組合等の取扱い  
 宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成二六年三月三十一日までの間、熊本市として加入する。  
 その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。
- 13 使用料・手数料の取扱い  
 住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。  
 ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行のとおりにするなど経過措置を設けるものとする。
- 14 公共的団体等の取扱い  
 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに

に、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

15 補助金・交付金等の取扱い  
両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

16 総務関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 非常備消防（消防団）

イ 消防補助金等

ウ 防災無線

(2) 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、再編、見直しを行う。

城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。

(3) 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。

ただし、婦人防火クラブに対する助成は、五年間現行のとおり継続する。

(4) 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。

(5) 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成二六年三月三十一日までの間、宇城広域連合に加入する。

宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

(6) 城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

(7) 入札事務（工事関係）については、五年間は現行制度を継続する。

ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

17 企画財政関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 所得税及び住民税の申告・相談

イ 広報紙の製作・発行

(2) 慣行の取扱いのうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。

(3) 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。

ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

(4) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。

(5) 軽自動車（原動機付自動車・小型特殊自動車）に係る標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。

ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

18 市民生活関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 地域公民館（社会教育施設）への補助金

イ 自主文化事業

ウ 防犯灯設置補助金

(2) 次の事業等については、五年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

ア 交通指導員の報酬

イ 社会教育関係団体（フレンドシップクラブ）への補助金

(3) 町名・字名の取扱いのうち、熊本市の区域内の町名は現行のとおりとし、城南町の区域内の町名は「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

(4) 交通安全協会については、五年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。

(5) 交通傷害保険については、熊本市の事業終了に伴い廃止する。

(6) 社会教育関係団体（地域婦人会連絡協議会）への補助金については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。

- (7) 地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。
  - (8) 自衛隊父兄会補助金については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。
  - (9) 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
  - ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。
  - (10) 防犯協会については、熊本市の例に統一する。
  - ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
  - (11) 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。
  - (12) 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。
  - ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。
- 19 健康福祉関係事業の取扱い
- (1) 次の事業については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては新市において協議・検討する。
    - ア 骨粗しょう・前立腺・がん・腹部超音波検診
    - イ 老人クラブ補助金
  - (2) 国保料（税）率については、合併年度の次年度から五年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。
  - (3) 賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
  - (3) 介護保険料については、第四期介護保険事業計画（平成二二年度～二三年度）期間中は、それぞれの第四期の保険料額とし、第五期介護保険事業計画（平成二四年度～二六年度）から熊本市の例に統一する。
  - (4) 地域包括支援センターについては、第五期介護保険事業計画（平成二四年度～二六年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一す

- (5) 熊本市優待証については、新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。
  - (6) 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。
  - ただし、城南町遺族会補助金については、五年間現行のとおり継続する。
  - また、戦没者慰霊祭については、合併特例区の事業として継続する。
  - (7) 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。
  - ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については、五年間現行のとおり継続する。
  - (8) 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。
  - ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間現行のとおり継続する。
  - (9) 高齢者福祉券交付事業については、五年間現行のとおり継続する。
  - (10) 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。
- 20 子ども未来関係事業の取扱い
- (1) 次の事業等については、熊本市の例に統一する。
    - ア 歯科保健推進事業（フッ素塗布等）
    - イ ひとり親家庭等医療費助成事業
    - ウ 保育所特別保育事業（延長保育事業等）
    - エ 社会教育関係団体（子ども会育成者連合会）への補助金
    - オ 青少年育成会議
    - カ 青少年健全育成事業
  - (2) 次の事業等については、五年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
    - ア 保育所特別保育事業（一時保育事業等）
    - イ 公立幼稚園保育料等
    - ウ 保育料
  - (3) 次の事業については、当分の間現行のとおり継続する。
    - ア 延長保育（幼稚園での預かり保育）

イ 幼稚園給食

- (4) 乳幼児健診については、五年間現行のとおり継続する。その間、新市において五歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、検診制度の再編を図ったうえで統一する。

- (5) 組織育成（母子保健）については、熊本市の例に統一する。  
ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、三年間現行のとおり継続する。

- (6) 地域子育て支援センター事業については、五年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。

- (7) 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引き続き補助対象団体とする。

- (8) 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度（自己負担なし）は、五年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。  
ただし、支給方法は、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。

- (9) 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

21 環境保全関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 合併処理浄化槽整備事業

イ 水質監視事業

- (2) 次の事業については、新市の事業として継続する。

ア 水資源有効活用促進事業

イ 新世紀漱石の森づくり事業

- (3) 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行のとおりとし、その後は熊本市の例に統一する。

ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。

ア 廃棄物の処理及び清掃

イ ごみ収集事業

22 経済振興関係事業の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。

- (2) 農区長制度については、新市の事業として継続する。

- (3) 水田農業推進協議会負担金については、現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。

- (4) 認定農業者協議会負担金については、五年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。

- (5) 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中（平成二三年度まで）は、現行のとおり継続する。

- (6) 土地改良区運営費補助金については、五年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

- (7) 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。

- (8) 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。

- (9) 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。

- (10) 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。  
ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

- (11) 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。

- (12) 商工会補助金については、五年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

23 都市建設関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 地方バス（補助金等）

イ 里道の整備



ウ 道路後退による後退部分の取扱い

エ 下水道使用料

オ 公共下水道受益者負担金

(2) 市道の整備(幹線及び集落間道路)については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。

(3) 市道の整備(集落内道路の新設・改良)については、五年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

(4) 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。

区域区分(線引き)については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。

(5) 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金に関しては平成二三年度まで、事業資金貸付に関しては平成二四年度まで制度(要綱)を運用する経過措置を設定する。その後の取扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し、必要な支援について組合と協議する。

(6) 下水道事業については、平成二一年度に城南町で策定する污水計画に基づき、合併後一〇年程度の完了予定で整備を進める。

#### 24 教育関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 通学区域(高等学校)

イ 各種大会(出場)補助金

ウ 人権教育(子どもフォーラムを含む)

(2) 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、五年間現行のとおりに継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。

(3) 育英奨学金(育英事業)については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。

(4) 社会教育関係団体(PTA連絡協議会)については、五年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。

なお、補助金については、五年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとす。

(5) 施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)については、熊本市の例に統一する。

なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。

(6) 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。

(7) 学校給食調理場については、現行のまま(自校方式)のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、五年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。

(8) 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。

(9) 通学区域(小・中学校)については、校区は現状のまま継続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。

(10) 少人数学級については、新市の事業として継続する。

(11) 体育指導委員の定数及び報酬については、五年間現行のとおりに継続し、費用弁償は廃止する。

(12) 各種体育施設の管理方法は、熊本市の例に統一する。料金(町外料金は廃止)は現行のとおりに継続する。

(13) 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。ただし、五年間は城南地域内の運動施設(学校体育施設を含む)について、旧城南町住民の先行予約を認める。

(14) 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、五年間現行のとおりに継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。

#### 25 水道関係事業の取扱い

(1) 城南町の地区管水道(簡易水道)については、町営化を目指し平成二二年三月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。



(2) 城南町中央地区簡易水道事業（町営簡易水道事業）については、平成二五年度を完了予定とし、熊本市に引き継ぐ。

水道料金及び加入金は、熊本市の料金体系に統一する。

(3) 未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成二一年度に一五年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。

この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。

なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取組むものとする。

## 26 電算関係事業の取扱い

電算関係事業の基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

## 【植木町の編入】

### 1 合併の方式

合併の方式については、植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

#### （付帯事項）

熊本市と植木町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成二二年三月二三日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、熊本市とする。

### 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町一番一号とする。

### 5 財産及び債務の取扱い

植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

## 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項の規定（定数特例）を適用する。

(2) 議会の議員の報酬及び費用弁済の取扱いについては、熊本市の例に統一する。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会等に関する法律第三十四条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。

ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

(1) 農業委員会の委員の任期の取扱いについては、現行のとおり継続する。

(2) 農業農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについては、現行のとおり継続する。

## 8 地域自治組織等の取扱い

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。

設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。

設置期間は、合併の日から五年間とする。

植木町合併特例区の規約については、別に定める。

## 9 地方税の取扱い

両市町において、差異のある税政等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は課税免除とする。

なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

(2) 事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後五年度）とし、

その後は熊本市の例に統一する。

なお、植木町域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- (3) 法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後五年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。

- (4) 入湯税については、熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等（植木温泉等の振興）に要する費用に充てていくものとする。

- 10 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第十二条により、全て新市の職員として引き継ぐ。職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

- 11 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画については別添のとおりとする。

- 12 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 山鹿植木広域行政事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域にかかるごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。

- (2) 熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日

をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。

- (4) 植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

- 13 使用料・手数料の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

- 14 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実績等を配慮しながら公共的団体等の統一に努める。

- 15 補助金・交付金等の取扱い

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、植木町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

- 16 総務関係事業について

(1) 特別職の身分の取扱いについては、合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職する。

植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って協議、調整する。

(2) 条例、規則等の取扱いについては、熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

(3) 非常備消防（消防団）及び消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。

(4) 植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討する。

- (5) 植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。  
山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。
- (6) 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。  
植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。
- (7) 入札事務（工事関係）については、五年間は現行制度を存続する。  
ただし、指名参加願ひ及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。
- 17 企画財政関係事業について
- (1) 慣行の取扱いについては、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。  
名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- (2) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- 18 市民生活関係事業について
- (1) 町名・字名の取扱いについては、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとす。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- (2) 行政連絡機構の取扱いについては、熊本市の町内自治会制度へ統合する。  
ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。
- (3) 町内自治会活動支援事業について、町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。  
ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- (4) 防犯灯設置補助金について、熊本市の例に統一する。
- (5) 地籍調査の今後の計画について、植木町の事業計画は、新市へ引き継ぎ実施する。
- 19 健康福祉関係事業について
- (1) 国保料（税）率等については、合併年度の次年度から五年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- (2) 食生活改善事業について、熊本市の例に統一する。  
ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおりに継続する。
- (3) 火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおりに継続し、使用料については熊本市の例に統一する。
- (4) 緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。  
ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、五年間継続する。
- (5) 障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。
- (6) 介護保険料について、平成二二年度から熊本市の例に統一する。
- (7) 高齢者介護用品支給事業について、熊本市の例に統一する。  
ただし、植木町で認定を受け、給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。
- (8) 地域包括支援センターについて、熊本市の例に統一する。
- (9) ふれあいいきいきサロン事業について、現行のとおりに継続し、新市においてその手法を検討する。
- (10) 次の事業については、五年間現行のとおりに継続し、その後の取扱いについては新市において検討する。  
ア 総合健診  
イ 腹部超音波健診
- (11) 熊本市優待証については、新市の事業として継続する。
- (12) 植木病院の診療体制・連携については、新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。

医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保について一体的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し、連携して要請等を行い、医師確保に努める。

20子ども未来関係事業について

- (1) 健康教育（母子保健）については、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、五年間の経過措置を設定する。
  - (2) 乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。  
ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。
  - (3) 地域子育て支援センター事業については、当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
  - (4) ひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。  
ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、五年間現行のとおりとする。
  - (5) 保育料については、熊本市の例に統一する。
  - (6) つどいの広場事業については、現行のとおり継続する。
  - (7) 児童育成クラブ管理運営事業については、事業内容は現行のとおり継続する。運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。
  - (8) 乳幼児医療費助成について、熊本市の例に統一する。  
ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。
- 21 環境保全関係事業について
- (1) 合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。
  - (2) ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。
  - (3) 環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間

は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。

- (4) 新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。

22 経済振興関係事業について

- (1) 基盤整備事業については、熊本市の例に統一する。  
なお、県宮南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成二一年度）に実施した本事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。
- (2) 農地・水・環境保全向上対策事業について、現事業期間中（平成二三年度まで）は、現行のとおり継続する。
- (3) 次の事業については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。
  - ア 生産体制強化対策事業
  - イ 農業用廃プラ類処理対策協議会
- (4) 農業振興地域整備計画変更について、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- (5) 企業立地促進事業について、熊本市の例に統一する。  
ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。
- (6) 中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。
- (7) 農業委員会あっせん基準について、それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。
- (8) 適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。

(9) 農業集落排水使用料については、植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。

(10) 農業集落排水受益者負担金については、現行制度を継続する。

(11) 土地改良区運営費補助金について、五年間は現行制度を維持し、その後の取扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

(12) 商工会補助金について、五年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

## 23 都市建設関係事業について

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 里道の整備

イ 私道の整備

ウ 下水道使用料

エ 受益者負担金

(2) 下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。

(3) 土地区画整理事業について、植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。

また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む

総合的計画調査を新市において行った上で整備する。

(4) 市（町）営住宅使用料の算定について、熊本市の例に統一する。

ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に

建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。

また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。

市道の整備（新設・改良）については、用地取得については五年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

(5) 教育関係事業について

24 教育関係事業について

(1) 通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。

指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。

(2) 育英奨学金（育英事業）について、熊本市の例に統一する。

ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。

(3) 英語指導助手事業について、熊本市の例に統一する。

ただし、英語指導助手（A.L.T.）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。

(4) 小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。

(5) 図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。

(6) 図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については五年間継続する。

(7) 各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、五年間は現行料金の取扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。

(8) 社会教育関係団体及び補助金について、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。

ただし、一本化できない場合は、五年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の

統合が成立した年度で廃止する。

(9) 次の事業については、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。

ア 公民館の運営状況

イ 公民館使用料

25 水道関係事業について

(1) 植木町の上水道整備計画（平成二二年度～二八年度）は、新市へ引き

継ぐ。

(2) 簡易水道使用料（水道料金）については、熊本市の料金体系に統一す

る。

(3) 簡易水道分担金（加入金）については、植木町の上水道整備計画終了

までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。

引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。

26 電算関係事業について

基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

27 政令指定都市移行に関する事項について

(1) 政令指定都市移行に伴う都市計画関係の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分(線引き)は行わないものとする。

合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。

イ 市街化調整区域における開発等については、地区計画制度や都市計画法第三十四条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。

ウ 線引きと同時に集落内開発制度の適用を行う。

なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。

エ 線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。

(2) 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス(諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス)業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のみちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(富合町編入時の三役及び正副議長)

市町名	長	助役	議長	副議長
熊本市	幸山 政史	三嶋 輝男 森田 弘昭	牛嶋 弘	磯道 文徳
富合町	村崎 秀	田中 榮信	米原 靖雄	内藤 信博

(城南町、植木町編入時の三役及び正副議長)

市町名	長	助役	議長	副議長
熊本市	幸山 政史	西島 喜義 寺崎 秀俊	竹原 孝昭	田中 誠一
城南町	八幡 紀雄	—	戸内 敏	大寫 澄雄
植木町	藤井 修一	金山 武史	牧野 光明	住野 弘行



5 合併時の関係市町村の現況表  
 (富合町編入時の関係市町の現況表)

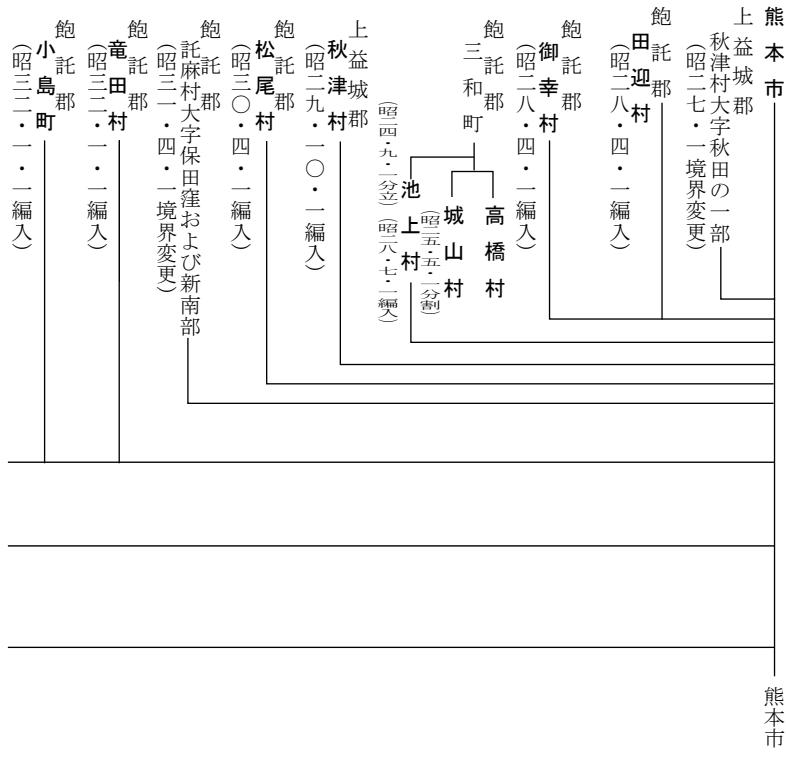
区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (種)	業 態 生 業 の 割 合				市町村税納税額 (千円)	前年度予算総額 (千円)	生 産 額				
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	その他分類不能 (人)			計 (百万円)	第一次産業 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第三次産業 (百万円)	
														中学校以上 の学校
熊本市	六七七、五六五	二七二、八四七	二八六、六七	一、一三六〇	五三、〇九二	二四六、二九〇	七、六四二	三二八、三八四	九一、七二一、二二六	二二六、五八八、〇〇〇	二〇、〇〇九	二二七、三七四	二一、〇一三、〇二二	二一、二六〇、三九五
合併関係市町	六六九、六〇三	二七〇、五三〇	二六七、〇八	一〇、七一九	五二、三二五	二四三、九六八	七、六三九	三二四、六四一	九〇、九九九、四三一	二二二、八五七、〇〇〇	一八、七二六	二二三、八六〇	一、九九六、六九六	二一、二三九、二八二
富合町	七、九六二	二二、三二七	一九、五九	六四一	七七七	二一、三二二	三	三三、七四三	七三二、七八五	四、七三一、〇〇〇	一、二八三	三、五四四	一六、三二六	二一、一一三

(城南町、植木町編入時の関係市町の現況表)

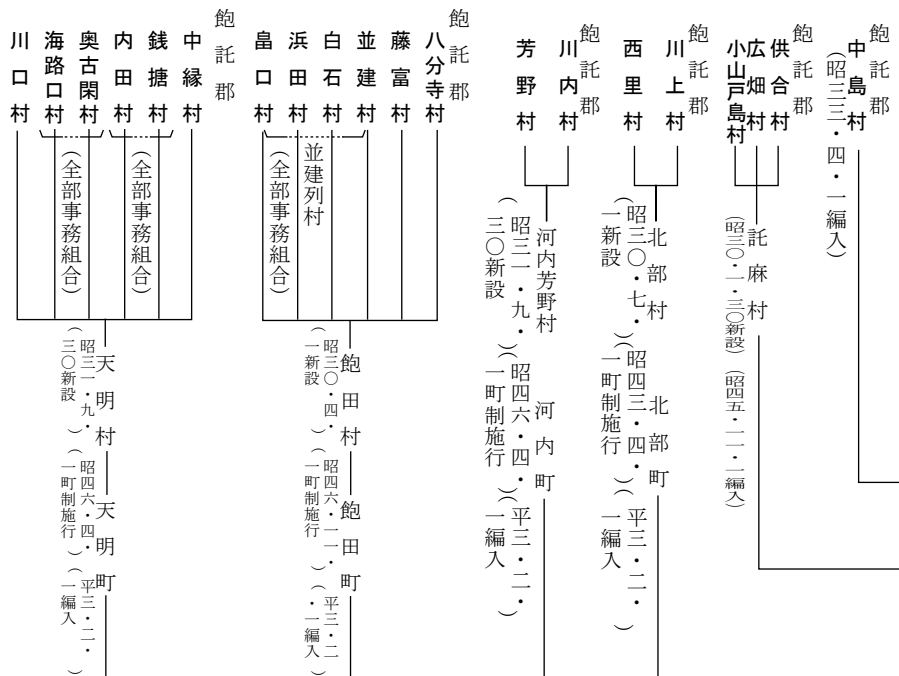
区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (種)	業 態 生 業 の 割 合				市町村税納税額 (千円)	前年度予算総額 (千円)	生 産 額			
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	その他分類不能 (人)			計 (百万円)	第一次産業 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第三次産業 (百万円)
熊本市	七、七九七	二八八、六〇五	三八九、五〇	一五、三九七	五九、三五〇	二六〇、九一〇	七、七八〇	三四三、四三七	九六、二八七、六二二	二六六、六八七、〇〇〇	一五、五八八	二五三、九四一	二一、二四七、六四五
合併関係市町	六七七、五六五	二七二、八四七	二八六、八一	一、一三六〇	五三、〇九二	二四六、二九〇	七、六四二	三二八、三八四	九一、五五八、七八五	二四七、五三三、〇〇〇	一六、七七二	二二四、五〇九	二一、〇一七、二二八
城南町	一九、六四二	六〇、〇三二	三六、八八	一、〇六二	二一、三三九	六〇、〇七	二五	九、四四三	一、八二二、二五〇	七、二九二、〇〇〇	二一、一七〇	二一、〇九九	四六、八三二
植木町	三〇、七七二	九、七二六	六五、八一	二、九七五	三、九二九	八、五九三	一一三	一五、六二〇	二、九一六、五九六	一一、八六三、〇〇〇	六、六四六	二七、三三三	九三、六〇五

四 昭和以前の合併検討経緯

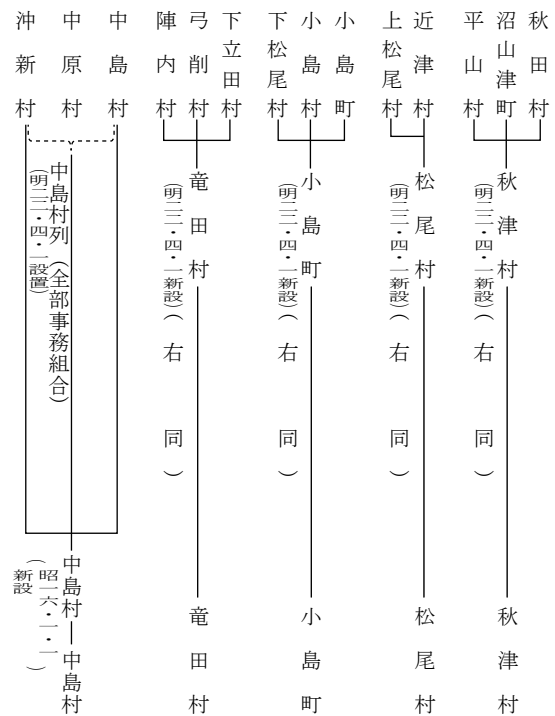
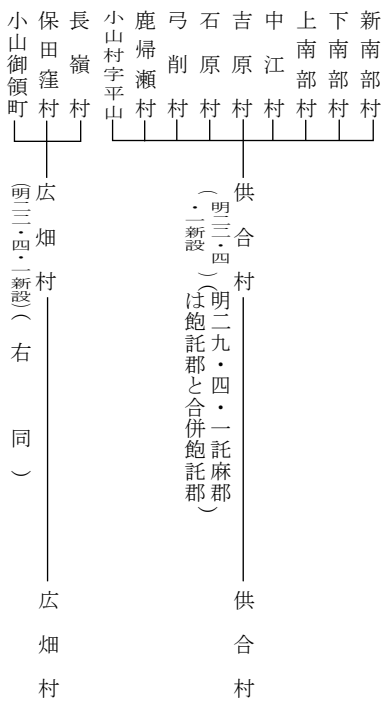
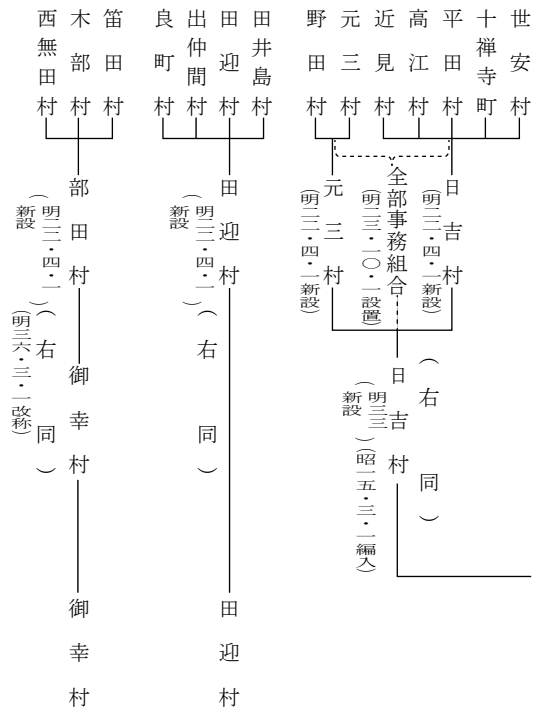
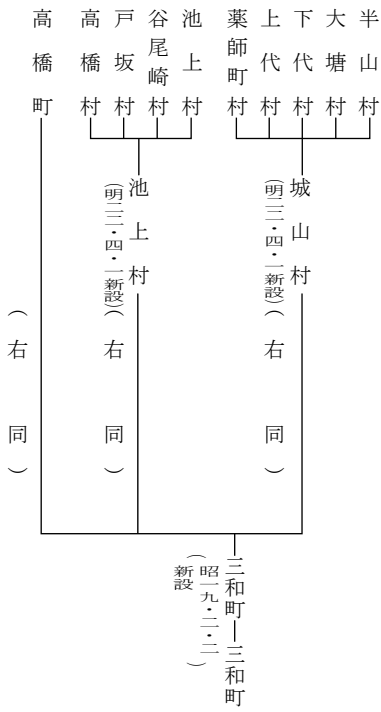
【旧熊本市における合併の歴史】  
1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

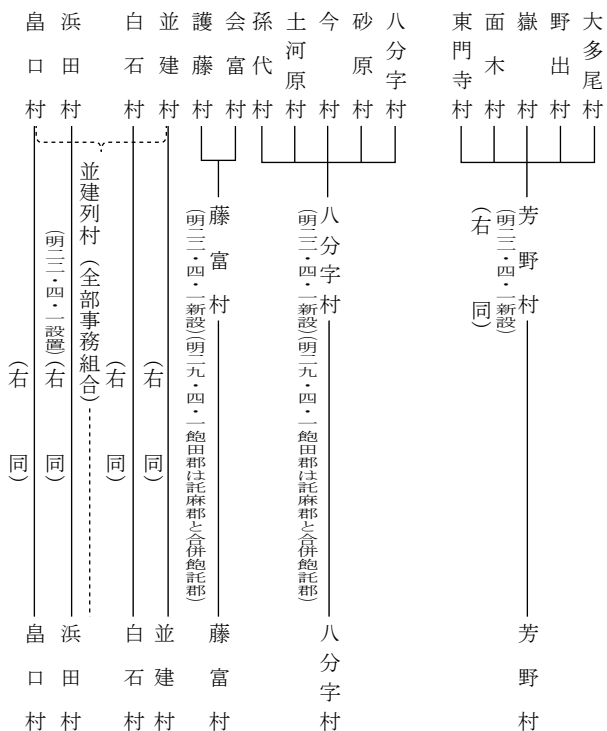
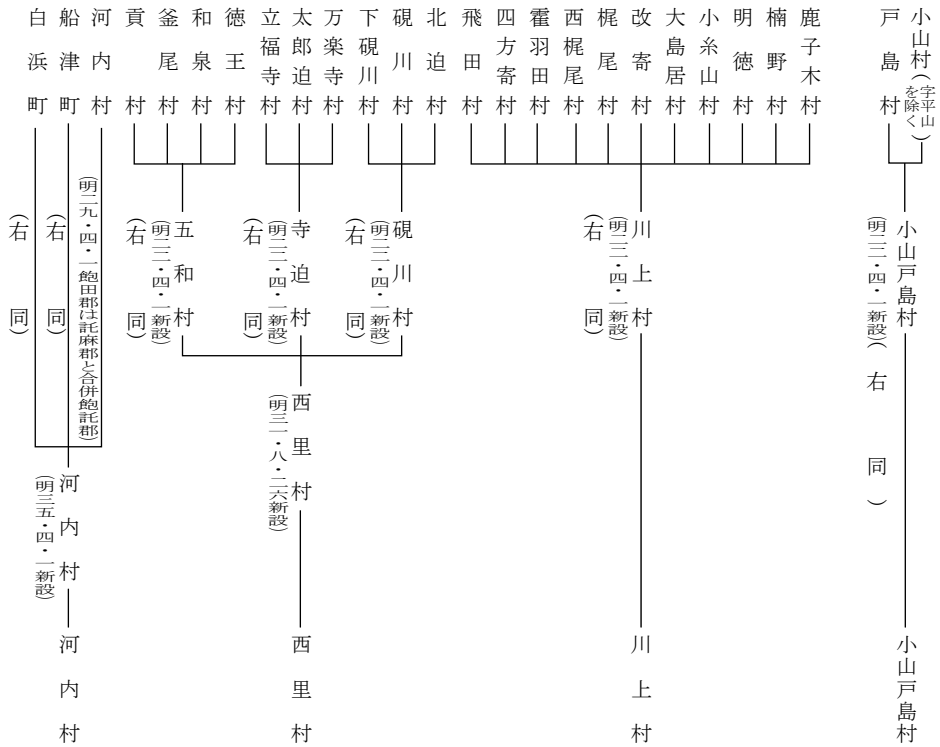


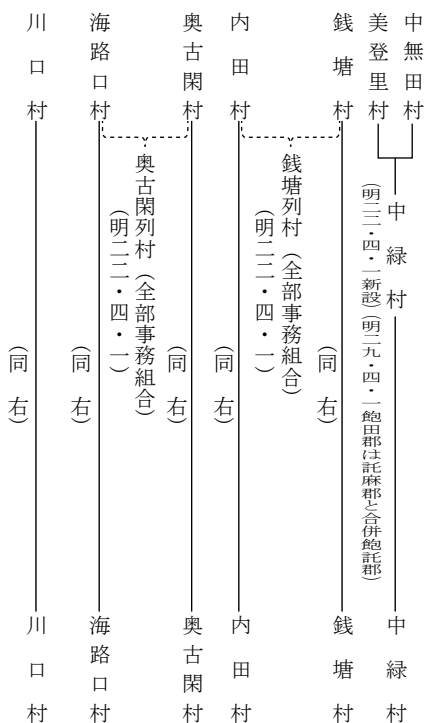
※注 ゴシックの市町村については、その合併の歴史を後述する。











(一) 熊本市

孝徳天皇の御代の大化の改新の後、この地に国府が置かれて以来、肥後の政治の中心として相当の発達を見たものと思われるが、都市としての発達は、慶長年間に加藤清正が熊本城を築いた後のことである。その後、細川氏が藩主となり、明治維新に至るまで城下町として繁栄してきた。

明治維新となり、明治四年(一八七一)の廢藩置県に際しては熊本県に属したが、五年に白川県と改称され、同九年再び熊本県となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、現在の市の中心部分の区域をもつて熊本区が設置され、区役所は手取本町に置かれ、一七の戸長役場区域に分けられた。一七年の改正により、七戸長役場区域に改められ、二二年の市制施行にあたって市制を敷いた。

その後、熊本市は九州の政治、教育の中心都市として、また近代都市への発展を目標に、内には市街の充実を図り、外には隣接町村に対して編入を呼びかけた。隣接町村もこれに呼応して、大正一〇年(一九二一)から昭和一五年(一九四〇)までの間に黒髪村外一八か町村が市に編入され、これにともなうて市街地の中心は唐人町から新市街へと徐々に移行してきた。市制施行当時約四万人の人口が、昭和一七年には約二五万人になったのである。

なお、明治一二年および一七年における戸長役場区域は次のとおりである。

明治一二年の戸長役場区域

- 細工町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町

明治一七年の戸長役場区域

- (呉服町二丁目列)  
細工町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町、呉服町一丁目、同二丁目、同三丁目、万町一丁目、同二丁目、米屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、中唐人町、魚屋町一丁目、同二丁目、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町



○紺屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、船場町上一丁目、同下一丁目、同下一丁目、同下三丁目、横紺屋町、古川町、川原町、上鍛冶屋町、松原町下川原、慶徳堀町

○山崎町、天神町、山崎花畑町、山崎町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁、紺屋今町、通町、知足寺町、五十人組町、新鍛冶屋町、鷹匠町一番丁、同二番丁、同三番丁、西岸寺町一番丁、同二番丁、中間町一番丁、同二番丁、同三番丁、上追廻田畑町、下追廻田畑町

○新町一丁目、同二丁目、塩屋町、塩屋町裏一番丁、同二番丁、同三番丁、船場川端町、檜物屋町、蔚山町、古城堀端町

○新町三丁目、新馬借町、瓶屋町、新細工町、新鳥町、上職人町、中職人町、下職人町、高麗門町、高麗門町裏丁、新桶屋町、新魚屋町、段山町、正妙寺町

○内坪井町、寺原町、宮内、本丸、二九、古京町、古城、千葉城

○安巳橋通町、干反町、歩町、木戸組

(山崎町列)

紺屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、船場町上一丁目、船場町二丁目、同三丁目、横紺屋町、古川町、川原町、上鍛冶屋町、松原町、慶徳堀町、山崎町、紺屋今町、通町、知足寺町、五十人組、新鍛冶屋町、鷹匠町、西岸寺町、中間町、上追廻田畑町、下追廻田畑町、迎町

(新町一丁目列)

新町一丁目、同二丁目、同三丁目、塩屋町、塩屋町裏一番丁、同二番丁、同三番丁、船場川端町、檜物屋町、蔚山町、古城堀端町、新馬借町、新細工町、新鳥町、上職人町、中職人町、下職人町、高麗門町、高麗門町裏丁、新桶屋町、新魚屋町、段山町、正妙寺町

(手取本町列)

安巳橋通町、干反町、歩町、木戸組町、桶町、昇町、駕町、相撲町、下通町、光琳寺町、手取本町、藪ノ内町、上通町、長安寺町、桜井町、黒鋸町、一本竹町、草葉町、水道町、声取坂町、四軒町、比丘尼町、明円寺町、一番被分町、二番被分町、地藏町、願正寺町、法念寺町

(南干反畑町列)

町、桶町、昇町、駕町、相撲町、下通町、光琳寺町

○手取本町、藪ノ内町、上通町、長安寺町、桜井町、黒鋸町、一本竹町、草葉町、水道町、声取坂町、四軒町、比丘尼町、明円寺町、一番被分町、二番被分町、地藏町、願正寺町、法念寺町

○上林町、南新坪井町、北新坪井町

○井川測町、北干反畑町、新南干反畑町、西子飼町、南干反畑町、東子飼町

○西坪井町、西外坪井町、中坪井町、東寺原町、東外坪井町、北坪井町

○西鋤身崎町、七軒町、東坪井町、小幡町、薬園町、妙体寺町

○新堀町、京町一丁目、京町二丁目、

○京町本丁、出京町

○新屋敷町

○迎町

井川測町、南干反畑町、北干反畑町、新南干反畑町、東子飼町、西子飼町、上林町、南新坪井町、北新坪井町、新屋敷町

(中坪井町列)

西外坪井町、中坪井町、東寺原町、北坪井町、西坪井町、東外坪井町、西鋤身崎町、七軒町、東坪井町、小幡町、妙体寺町、薬園町、内坪井町、寺原町

(京町二丁目列)

京町一丁目、同二丁目、京町本丁、出京町、本丸、二丸、古京町、古城、千葉城町、宮内町

(二) 田迎村

熊本市の南部に位置し、画図町および出水町と接し米、麦、そ菜などの生産を主体とする純農村であった。

旧藩時代には、田迎手永の一部であった。明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法の施行により、田迎、出仲間、田井島、良町、重富の五か村をもって一行政区域とされたが、一七年の改正で重富を除く四か村に笛田、西無田、木部の三か村を加えて一行政区域に改められた。

二二年の町村制の施行にともない田迎、出仲間、田井島、良町の四か村が合併して田迎村となり、出仲間に役場を置いたが、その後役場は明治三〇年に大宇田迎に、さらに大正二年には大宇田井島に移転した。

(三) 御幸村

明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法施行当時は、本村の区域(≒笛田村、木部村、西無田村)のみで一行政区域をなしていたが、一七年の改正で出仲間村列に加えられ、良町村にその戸長役場が置かれた。

二二年町村制の施行の際に、笛田、木部、西無田の三か村が合併して部田村となったが、三五年に明治天皇が特別大演習の統監のためこの地に來られたのを記念して部田村を御幸村と改称した。

(四) 高橋村、池上村、城山村

明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法が施行されたときは、高橋町、高橋村の二か町村、池上、谷尾崎、戸坂の三か村、上代、大塘、下代の三か村、小島町、小島村、半田村、薬師町村の四か町村でそれぞれ一行政区域を形成していた。一七年の行政区域の改正により、上代村列に半田村、戸坂村列にのちに合併して嶋崎村となった宮内村、小島町列に下松尾村が加えられたが、高橋町列は変更されなかった。明治二三年の町村制施行にともない、高橋町を除き、半田、大塘、下代、上代、薬師町の五か村が合併して城山村となり、池上、谷尾崎、戸崎、高橋の四か村が合併して池上村となったが、昭和十九年(一九四四)、太平洋戦争の最中に城山村、池上村、高橋町が合併して三和町となった。

しかし、昭和十三年から二〇年までに行われた市町村の区域の変更については、二三年、地方自治法により特別措置が講ぜられ、二四年にまず旧池上村に分村運動が起こり、同年九月、池上村として分立し、翌年さらに残りの部分に

も分村運動が起こって、その五月、三和町を分割して城山村と高橋村が発足した。

(五) 秋津村

旧藩時代には沼山津手水に属し、この地に会所が置かれていたが、明治三年(一八七〇)に庄屋制が廃止され、里正が置かれたときこの村の区域は秋田、沼山津の二区域に分けられた。二二年の郡区町村編制法施行により、秋田、沼山津は一行政区域とされたが、一七年の改正によりこの両村に現在益城町に属する福富、古閑、広崎を加えて一行政区域と改められ、二二年の町村制施行に際し秋田村と沼山津村が合併して秋津村となった。

(六) 松尾村

明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法施行により、上松尾村は一村で、平山村、近津村は現在河内芳野村に属する獄、面木の両村とともに一行政区域となっていた。

一七年の改正により、近津村は上松尾村と、平山村は獄村ほか四か村とともにそれぞれ一行政区域をなしていたが、明治二二年の町村制施行にともない上松尾、平山、近津の三か村が合併して松尾村となった。

(七) 小島町

明治十二年、小島町、小島村、半田村、薬師町村は四か町村で、下松尾村は単独でそれぞれ一行政区域となったが、一七年に半田村を除く四か町村で一行政区域となり、その役場が小島町に置かれた。

二二年の町村制施行の際、小島町、小島村、下松尾村の三か町村が合併して小島町となった。

(八) 竜田村

明治十二年、上立田、弓削の二か村、陣内、宇留毛、下立田の三か村はそれぞれ一行政区域とされ戸長役場が上立田村に置かれた。二二年の町村制の施行にともない、この三か村が合併して竜田村となった。

(九) 中島村

明治十二年郡区町村編制法に基づき中島、中原、沖新の三か村は畠口村および浜田村を加えて一行政区域とされた。二三年、町村制が施行されると、この三か村は全部事務組合を設置して行政を行ったが、昭和十六年(一九四一)一

月合併して中島村となった。

(一〇) 供合村

旧藩時代は、新南部、下南部、上南部、中江および鹿埴瀬の五か村は本庄手永に属し、石原、吉原、小山、御領および弓削の四か村は大津平水に属していたが、明治七年(一八七四)の大小区制の改正にあたっては、上小山、下小山、長嶺、保田窪の各村とともに、全村とも第四大区、第七小区となった。

同一二年の郡区町村編制法の施行により、新南部など五か村は託麻郡下で一行政区をなし、石原など四か村は合志郡下で一行政区をなし、それぞれ戸長役場が置かれた。同一三年一月には石原、吉原、小山御領および弓削の四か村は合志郡から託麻郡に編入され、同一七年の改正で、両小区を合せた九か村のうち、小山御領村を除いた上南部列村が一行政区となり、小山御領村は単独で一行政区となった。

同一二年の町村制の施行にともない、上南部列村に小山村宇平山を加えた九か村が合併して供合村となった。

(一一) 広畑村

旧藩時代は本庄手永に属する長嶺村と保田窪村、大津手永に属する小山御領村に分れていたが、明治七年(一八七四)の大小区制の改正にあたっては第四大区第七小区に属した。同一二年の郡区町村編制法施行の際に、長嶺村および保田窪村は、二か村で一戸長役場の行政区となり、小山御領村は、吉原村などとともに合志郡下で一行政区をなした。同一三年一月には小山御領村は合志郡から託麻郡に編入され、同一七年の法改正による官選戸長ときには、本村地域は、三つの区域に分かれ、長嶺村は長嶺村列に、保田窪村は大江村列に、小山御領村は上南部村列に属した。同一二年の町村制施行にともない長嶺、保田窪および小山御領の三か村が合併して広畑村となった。

(一二) 小山戸島村

旧藩時代は、本庄手永に属していた。明治五年(一八七三)戸籍法の施行にともなって大小区が設けられ、のち六年、七年と改正されたが、同七年の改正大小区制のもとでは、下小山村および上小山村は第四大区第七小区、戸島村は第四大区第六小区に属した。その後上小山、下小山は合併して小山村となり、同一二年の郡区町村編成法の施行の際、小山村と戸島村は一戸長役場の行政区

となり、一七年の改正で長嶺村とともに長嶺村列として一行政区となった。同一二年の町村制施行時に、小山村と戸島村が合併し小山戸島村となった。なお、このとき小山村宇平山は供合村に合併編入された。

(一三) 川上村

鎌倉時代に三池貞教がこの地区の鹿子木荘の地頭となり、姓を鹿子木と改め、明慶五年(一四九六)鹿子木親貞が限本城に移るまで一〇代にわたって鹿子木氏がこの地方を治めていたといわれる。その後、寛永九年(一六三二)細川忠利が肥後の藩主になるにおよび、飽田郡五町手永に属し、明治維新まで続いた。

明治三年(一八七〇)藩政改革により、鹿子木組、糸山組、霍羽田組の三組に分かれ、五年の戸籍法の施行にともない戸長により定められることになったが、七年の改正大小区制の下では第二大区第四小区となった。同一二年の郡区町村編制法の施行により梶尾、霍羽田、飛田、四方寄、西梶尾の五か村と鹿子木、大鳥居、楠野、改寄、明德、小糸山の六か村が一行政区となり、それぞれ戸長役場がおかれた。一七年、二区域は合わせて一行政区に改められ、戸長役場が鹿子木村に置かれた。

同一二年の町村制の施行により、鹿子木村ほか一〇か村が合併し川上村となった。

(一四) 西里村

明治維新までは、川上村と同様五町手永に属し、現在の熊本市清水町、竜田町、河内芳野村とともに惣庄屋の支配を受けた。明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、北迫村は第二大区第四小区に、他の九か村は第五小区に属した。同一二年郡区町村編成法の施行により二つの行政区に分かれ、和泉、貢、釜尾、徳王の四か村が一行政区に、北迫、万楽寺、立福寺、太郎追、硯川、下硯川の六か村は、東門寺、野出、大多尾の三か村とともに一行政区をなしたが、一七年に東門寺、野出、大多尾の三村を除く一〇か村が一行政区に定められ、下硯川村に戸長役場が設けられた。

同一二年の町村制施行の際に村の合併が行われ、この区域に硯川村、寺迫村および五町村の三か村ができたが、その後三一年に至りこの三か村が合併して西里村となった。

(一五) 河内村

明治維新前までは、河内、船津および白浜は、それぞれ独立した村を形成していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、三か村とも第二大区第七小区に属したが、一二年郡区町村編制法の施行にもない各村はそれぞれ単独で行政区域とされたが、一七年の改正で河内村はそのままであったが、船津村と白浜村はあわせて一行政区域とされ、一人の戸長によって政治が行われることになった。

二三年の町村制にもない、三か村はそれぞれ独立した村となったが、三五年、三か村が合併して河内村となった。

#### （一六） 芳野村

明治維新前までは、大多尾、東門寺、野出、嶽および面木がそれぞれ独立した村を形成し、五町手永惣庄屋の支配下におかれていた。明治七年（一八七四）の大小区制下では面木村を除く四か村は第二大区第六小区に、面木村は河内村等と第七小区に属した。一二年郡区町村編制法の施行により、東門寺、野出、大多尾の各村は北迫ほか五か村とともに一区域をなし、面木村、嶽村は近津村、平山村とともにそれぞれ一行政区域をなしたが、一七年の改正により前記の五か村と平山村をあわせて一の戸長役場区域となり、役場は嶽村に置かれた。

その後、二二年町村制施行にあたって平山村を除く五か村が合併して芳野村となった。

#### （一七） 八分字村

旧藩時代は、今、砂原および孫代の各村は池田手永に属し、土河原、十三、西正保、東正保および南正保の各村は横手手永に属していた。明治七年（一八七四）には、十三、西正保、東正保、南正保の四村は合併して八分字村となり、八分字村及び土河原村は第三大区第四小区に属し、今、砂原、孫代の各村は第三大区第一小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されると、八分字村、今村および土河原郡は前村および荒尾村とともに一行政区域をなし、砂原村および孫代村は並建村ほか二村とともに一行政区域をなしていた。一七年の改正で八分字村、土河原村、今村、砂原村、孫代村は白石村、会富村、並建村とともに一行政区域とされたが、二三年の町村制施行に伴ない、四月一日八分字村、土河原村、今村、砂原村および孫代村の五か村が合併して八分字村となった。

#### （一八） 藤富村

旧藩時代は、横手手永惣庄屋の支配を受け、護藤村は、上権藤村、中権藤村および五丁新開村に、会富村は、上白石村、妙実村および上大保村にそれぞれ分かれ、各村に庄屋があつて村を治めていたが、明治三年（一八七〇）の藩政改革に際して、藤富村の区域を横手野に属せしめ、各村に戸長を置き、その上に里正をおいてこれを統治していた。七年の大小区制の改正により、護藤村は第三大区第三小区に、会富村は第三大区第五小区に属し、戸長が行政を担当した。一二年の郡区町村編制法の施行により、大小区制は廃止され、護藤村は、内田村、銭塘村および美登里村の四か村で一行政区域を形成し、会富村は、並建村、白石村、孫代村、砂原村の五か村で一行政区域を形成した。その後二二年の町村制の施行により護藤村と会富村が合併して藤富村となった。

#### （一九） 並建村、白石村、浜田村、畠口村

旧藩時代、この地域は横手手永惣庄屋の支配を受けたが、明治七年（一八七四）の大小区制の改正にあたっては、第三大区第一小区および第五小区に属した。一二年の行政改革により、並建村および白石村は会富村ほか二か村とともに、浜田村および畠口村は、中原村ほか六か村とともに一行政区域となった。一七年には行政区域から再編されたが、二二年の町村制の施行に伴ない、並建、白石、浜田、畠口の四か村は全部事務組合（並建列村）を設置した。

#### （二〇） 中緑村、銭塘村、内田村、奥古閑村、海路口村、川口村

中世以来、中無田、美登里、銭塘、内田、奥古閑および川尻野田の区域は、川尻荘に属し、細川氏入国後の手永制の下では、銭塘手永惣庄屋の支配を受けていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、第三大区のうち奥古閑、海路口、川口が第二小区、銭塘、内田、美登里が第三小区、中無田が第四小区に属していた。一二年、郡区町村編制法施行の際も、その小区がそのまま一戸長役場の行政区域となったが、一七年、行政区域の変更により、川口は走潟と二か村で、美登里、中無田は護藤と三か村で、奥古閑、海路口、銭塘、内田は四か村でそれぞれ一行政区域となった。

二二年の町村制施行の際に、中無田村および美登里村の二か村は、合併して中緑村となり、護藤村は、隣接の会富村と合併して藤富村となり、奥古閑村と海路口村、銭塘村と内田村は、それぞれ全部事務組合を設置した。

## 2 町村合併促進法制定前後の経緯

熊本市は、大正一〇年（一九二二）、隣接一か町村の編入以来、昭和一五年（一九四〇）の川尻町、力合村、日吉村の三か町村の編入まで七回にわたって隣接町村を編入し、漸次市の区域を拡張するとともに、市勢の発展を期してきてた。

昭和二五年一二月、さる昭和一五年の川尻地区の編入の際、あわせて編入勧誘を行い、編入を拒否した田迎、御幸の両村から、突然、市編入の陳情を受けたのを機会に、再び、周辺町村の編入が論議されはじめ、都市近代化のためには、まず地域の要素の確保が急務であるという考え方がうち出された。

このような考え方にに基づき、二七年五月の市議会において、隣接町村合併調査委員会が設けられ、周辺町村に対する編入呼びかけ、関係町村の行財政の基本調査に乗り出すことになった。

この合併調査委員会の第一回会合において、さる昭和二五年以来、編入を希望している田迎、御幸の二か村編入をまず第一計画でやるべきだとする意見と、大熊本市発展のためには、将来性があり、しかも港をもつ西部地区の池上村、高橋村、城山村、小島町、松尾村の五か町村も加えるべきだとする意見の二つに分かれたが、結局、後者の意見がとり上げられ、二八年度から市に編入するという基本方針が決定された。

二七年一二月に至り、前記の合併調査資料がまとまったが、町村側から編入後は、市当局において農村地区に対して十分な積極政策をたててもらいたいという要望がなされた。なお、この調査資料により検討したところ、田迎、御幸の二か村編入より、七か町村編入の方が有利であるという結果が出された。

前記の基本方針に基づき、市と関係町村との間に、数回にわたって協議が重ねられた結果、まず、二八年二月に田迎、御幸の二か村が市編入の議決を行ったため、市としても第一段階として二か村編入を受け入れることになり、同年三月の市議会において議決し、同年四月一日をもって両村の編入がなされた。

次いで、高橋、城山、池上の三か村においても同年二月下旬から三月上旬にかけて、それぞれ合併の議決をなし、市議会においても同年五月、三か村編入議決をなし、同年七月一日をもって編入された。

なお、合併調査委員会において計画された七か町村のうち、小島町、松尾村の二か町村については、市の呼びかけに対して両町村内住民の意見が一致せず、後年に持ち越された。

また、二八年七月、市に編入された高橋、城山、池上の三か村は、太平洋戦争たけなわの一九年二月に合併して三和町となり、その後再び分村したものである。すなわち、二四年に入り、まず、池上村地区の分村問題が起こり、分村についての住民投票が行われるなど、当時としては、昭和二三年七月の地方自治法の一部改正により、戦時中に合併した町村の分離を認める特例での全国初めての分村とあつて話題を呼んだが、結局、同年九月に分立の形式で分村し、次いで高橋村、城山村の両地区においても分村問題がもち上がり、町議会では分村賛成派と反対派が真向から対立している波乱を呼んだが、二五年五月、分割の形成で分村に踏み切ったものである。

その後、昭和二八年九月、町村合併促進法が公布されると、熊本市周辺における合併気運も次第に盛り上がりを見せた。

### (一) 秋津村、松尾村の編入

昭和二八年末には、飽託郡八分字村、上益城郡秋津村が市編入の意思を表示したが、県の町村合併計画試案では、八分字村は藤富村、並建列村との合併、秋津村は飯野村、広安村との合併となっていた。

そこで、八分字村は、一応県試案で進み、そのうえで市編入を考慮することになったが、秋津村は、戦時中、市との境界線にまたがって軍需工場の宿舍が建ち、終戦後もその建物が引揚者寮になり、同じ建物に住みながら一部は熊本市民、一部は秋津村民となる変則的な状態のため、二七年四月にこの区域を市に編入するなど、従来から、市と密接な関係があったため、県試案にもかかわらず、同村の市編入については市村とも乗り気であった。また、県試案では小島町、中島村との三か町村合併が考えられていた飽託郡松尾村においても市編入の意向を示したので、二九年四月、秋津、松尾両村の代表が熊本市長に対して二か村の編入方を要望し、熊本市長もこれを了承したので、同年一〇月一日編入を目標に手続を進めることになった。秋津村においては、九月に編入議決されたが、一方の松尾村は、小島町、中島村との合併計画がある等のため議決さ



至らず、二九年一〇月一日、秋津村のみが市に編入された。三〇年に入り、松尾村民の市編入の気運は盛り上がり、同年二月の村議会において議決し、同年四月一日をもって市に編入された。

## (二) 託麻村の一部編入

託麻村のうち保田窪、新南部地区は、地理的に三方が熊本市に囲まれ、住民の経済的、社会的関係は託麻村よりも熊本市とがより緊密であった。このため、昭和三〇年一月、供合、広畑、小戸島との三か村が合併する際も、熊本市への分村編入の要望が強かったが、当時は諸般の事情から一応三か村はそのままの状態で合併し、分村はその後に検討することになっていたものである。三〇年一〇月に入り、同地区の市編入について、市議会に請願書が提出される等編入運動が活発になり、市議会特別委員会及び市執行部では現地調査を行なうなどいろいろ検討した結果、同地区の市編入は適当であるとの結論が出され、三一年二月、両市村において議決し、同年四月一日から市に編入された。

## (三) 竜田村、小島町の編入

県の町村合併計画試案で、供合、広畑、小戸島との四か村合併となっていた竜田村と、松尾村、中島村との三か村合併となっていた小島町は、ともに熊本市編入を希望する意見が強く、竜田村は、昭和三〇年一月、他の三か村が合併した際もそれに加わらず、市編入運動を続けていた。また、小島町は、中島村との合併後に編入する意見と、単独で市に編入する意見が対立し、町の意見が統一できない状況であった。一方、熊本市の執行部は行財政の相連を理由に編入反対、議会側は編入賛成の態度をとるなど一時紛糾したが、三一年に入り、両町村の財政事情も好転し、県の合併計画も小島町、中島村、竜田村の熊本市編入に変更され、関係市町村間の話し合いが進められた結果、同年九月、それぞれその議会で編入の議決がなされ、三二年一月一日をもって編入が実現した。

なお、この間、三一年一二月には小島町、竜田村の熊本市編入について新市町村建設促進法に基づく知事の勧告がなされている。

## (四) 中島村の編入

小島町との合併を準備してきた中島村は、小島町が熊本市に編入する方針を明確にするにおよび、昭和三一年二月、はじめて熊本市に対して編入を陳情したが、前に述べたように三一年九月には県の町村合併計画も熊本市編入に変更されるなど周囲の情勢は同村の市編入に傾いていた。次いで、昭和三二年三月、市編入について知事勧告がなされ、同年四月に村議会でも市編入の議決を行い、同年六月の熊本市定例議会に編入の請願書を提出した。熊本市においては、これらの動きに対して、中島村の一部に市編入反対の空気があることなどから一応現地調査に乗り出したが、結局、三三年三月、市議会でも満員編入が議決され、同年四月一日をもって中島村の市編入をみたのである。

## (五) 託麻村の編入

昭和二八年(一九五五)一月に発表された県の合併試案では、供合村、広畑村、小戸島村および竜田村の四か村合併が考えられていたが、もともと、この四か村は、地理的あるいは風俗的に共通した面が多く、また従来から産業、教育、経済の振興のための四か村連絡協議会が結成されていたなど、あらゆる面において密接な関係にあった。しかし、竜田村の住民の大部分は隣接の熊本市への編入を希望し、県試案の四か村合併には当初から反対であった。このため、この地区の合併は、竜田村を除く三か村合併の線で協議されることになり、翌二九年一月には三か村合併促進協議会が結成され、早速、具体的な合併協議をはじめたが、三か村の意見は必ずしも一致していなかった。

供合村の住民の間では、三か村合併反対の意見が強く、一時は知事勧告があるまで合併を延期しようとするような情勢であった。しかし、村当局などの努力の結果、未解決の問題は新村発足後の建設計画の実施の段階で十分考慮することを条件に、三か村合併に同意することになった。

一方、供合村の新南部地区と広畑村の保田窪地区は、地理的条件から、熊本市編入を強く望み、分村を主張したが、これも三か村合併後に考慮することを条件に、一応三か村が合併することに落ちついた。

このようにして、三〇年一月三〇日三か村が合併して託麻村が誕生した。合併の際、広く合併村住民に呼びかけて新村名を公募し、応募したものの中から



ら、まず、町村合併促進協議会の総務委員が、地理的、歴史的、その他あらゆる面を考慮して、託麻村（七八票）、城東村（二八票）、東託麻村（一五票）および飽託村（七票）の四村名を選び、これを合併促進協議会でさらに審議した結果最も票数が多かった「託麻村」を採用した。もともとこの地区は託麻原の一角で、託麻郡に属していたが、明治二十九年（一八九六）託麻郡は隣接の飽田郡と合併して飽託郡となったことからして、前の郡名であった「託麻」を村名に希望するものが多かった。

託麻村が発足して七か月後の同年九月、三か村合併について積極的でなかった旧供合村において、税金問題が原因になり、不合理合併だと主張する意見がでて、分村対策委員会が設置されるとともに、同年一〇月の臨時村議会には、議員提案による分村議案が提出されるなど、県および村に対して強力な分村運動が展開された。

この紛争に対して、県は、再三、交渉会を開いて極力分村派住民を説得した結果、翌三一年二月に入り、ようやく円満な解決をみ、合併に伴う紛争にも終止符がうたれた。

しかし、早くから熊本市編入を希望していた旧供合村の新南部地区と、旧広畑村の保田窪地区は、三一年四月一日境界変更により熊本市へ分離した。

また、新南部地区と保田窪地区を除く託麻村においても、三五年三月に各集落から合併請願書が提出される等、熊本市合併の希望が表面化した。更に熊本市勢が東部方面に伸展したのに伴い、村内に鉄工団地が建設される等都市化が進み、熊本市への編入合併を望む声が高くなっていった。これを背景に、三七年一二月、熊本市議会に合併編入の請願書が提出され、四一年二月にも熊本市長に陳情書、市議会議長に請願書が提出され、熊本市議会において検討されたが実現されなかった。

しかし、熊本市編入を強く望んでいた託麻村は、四四年七月に再度編入陳情書を提出し、更に四四年一月に村議会全員協議会が熊本市編入の要望書を提出し、熊本市議会においても、特別委員会にて積極的に討議を重ねた結果、四五年一月一日編入合併が実現した。

## （六） 北部町の編入

川上村および西里村は、飽託郡の北部に位置し、民情、立地条件、その他経済状態等すべてに共通的なものがあり、また、中学校も両村の組合立によって運営されている等、その関係は密接不可分のものがあった。昭和二十八年（一九五三）町村合併促進法の施行に伴い発表された県の合併試案でも、この二か村合併が予定され、両村の合併気運は次第に盛りあがってきた。

翌二十九年三月、両村の合併懇談会を開催して合併への話し合いを始めた。同年五月、両村の合併促進協議会を結成し、一〇月一〇日合併を目標に具体的な活動に乗りだすことを決定した。合併促進協議会結成後、事務局においては、着々合併の準備を進めていたところ、同年六月、県の合併試案で河内村との合併が予定されていた芳野村から、この地区への合併加入の申し入れがあり、これまでの二か村合併が芳野村を加えた三か村合併の方向で審議されることになった。

しかし、西里村では芳野村の加入賛成意見が強かったが、川上村では芳野村の加入に反対する意見が強く、両村の意見が対立したため、この地区の合併は暗礁に乗り上げ、当初の目標であった一〇月一〇日の合併は困難な状況になった。その後、同年一〇月に入り、このような状況を知って、芳野村から合併加入を辞退するという正式申し入れがあり、再び二か村合併の方向に変わった。

翌三〇年一月第三回目の二か村合併促進協議会を開き、芳野村の加入に賛成の態度にあった西里村も、もう一度二か村合併の方向に意見を調整することになった。そこで西里村の合併促進委員会では村内の意見を調整した結果、二か村合併に意見が統一された。これにより二か村の合併問題もようやく軌道に乗り、同年七月一日に合併が実現し、北部村が誕生した。新村が発足するにあたり、町村合併促進協議会において、合併二か村の住民に呼びかけて新村名を公募した。そのうちから、地理的、歴史的観点等あらゆる面から検討して九点を選出し、さらにこれを協議会全員で審議した結果、村の位置が郡の北部に位置しているということから、「北部村」に決定した。

北部村はその後町制施行により四三年四月に北部町となったが、四五年頃より熊本市からの転入者が増え、工場・事務所の進出も多くなり、人口は五五年から六〇年まで五年間に一二％増加した。

五九年、当時上益城郡嘉島町の熊本市合併の話が持ち上がったこともあ

り、北部町においても熊本市合併についての動きが見られ町議会でも質疑が行われるようになった。

六〇年、町執行部は各集落毎に「合併調査座談会」を開催し、住民の意見を収集したが、ほとんどの集落で合併に賛成という意見が出された。また、熊本市に近い集落からは合併推進の陳情書が町に提出された。

一方町議会では、六〇年六月に設置された熊本市合併調査特別委員会において合併問題について継続的に審議を行っていたが、六三年三月、合併促進の決議書が採択され、同五月に市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出された。

熊本市議会はこれを受け、熊本市議会総合都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請願」を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

#### (七) 河内町の編入

町村合併促進法の施行に伴い決定された県の合併試案では、河内村および芳野村の二か村合併が考えられていたが、両村とも、合併についてはあまり積極的な動きはなく、河内村は、できれば単独村でいたいという希望をもち、もし、芳野村と合併するとしても、河内村からは積極的な働きかけはしないとの態度であった。一方、芳野村も地理的關係から、熊本市合併派、北部村合併派および河内村合併派の三派があつて、容易に意見がまとまらず、結局、第一段階ではしばらく単独村でいくという態度であった。

しかし、促進法の適用期限が迫った昭和三十一年（一九八八）四月になり、県のあるせんてようやく両村代表が集まり、促進法適用の最終期限である同年九月三〇日までには合併を実現させようということになった。両村では、それぞれ合併推進委員会を設置して合併問題に対する基本方針の作成審議を数回にわたつて行なう一方、集落懇談会を開き、住民に対して町村合併の趣旨の説明等極力合併の実現に努力した結果、同年八月に入つて、ようやく合併への意見がまとまつた。そこで、直ちに両村の合併促進協議会を結成し、具体的な審議に

移つた。ところが、新村名あるいは役場庁舎の位置等で両村の意見が対立したため、数回にわたつて協議が重ねられたが、双方譲らず、一時は決裂せんばかりの空気になった。しかし、九月三〇日までにはなんとか合併を実現させようという考えが強く、また、県のあるせん等も続けられた結果、九月中旬に入りようやく合併議決の運びになり、同年九月三〇日をもって合併が実現した。その際、両村の共通の産業で、合併後の発展に関連のある村名をつけたいとされ、その一つとして、全国的に有名になっている「河内みかん」の産地を表現するものとして、「河内村」とする意見がでた。これに対して、新村は合体合併により発足するものであるから、「河内村」では一方的な合併の感が強く、合併後の村民感情の融和を図り難いことが予想される等の意見がでて、結局、両旧村名を生かすとともに、共通産業の発展にもつながりをもつ村名ということで、「河内芳野村」と決定された。

その後、河内芳野村は、町制施行により四六年四月に河内町となった。六〇年当時飽託郡四町の内、北部町、飽田町において、熊本市編入合併に向けての動きがそれぞれあり、河内町においても九月から一〇月にかけて地区毎に町政座談会を開いた結果、合併に対する意識の高さがうかがわれた。

更に、六三年には、熊本市第一回市議会で、熊本市長の合併に対する積極的な取組の答弁があり、マスコミにおいても合併が急浮上することとなった。同年五月には、熊本市との合併に対する意識調査を行い、その結果をもとに議会全員協議会、区長会等を開き検討を重ね、同年六月、町議会に熊本市合併特別委員会を設置され、八月に、市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出された。

熊本市議会はこれを受け、熊本市議会総合都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請願」を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

#### (八) 飽田町の編入

従来、この地区は起伏の少ない平坦地で、各村とも農業を主とし、また、教育関係では相当以前から共同処理方式をとっていたので、村民の大部分は同窓生である等お互いに関係が深かった。特に、並建村、白石村、浜田村および畠口村の四か村は、全部事務組合を組織し、合併前から同一ブロックを形成していた。

このような事情から昭和二八年（一九五三）一月に発表された県の合併試案でも、八分字村、藤富村、並建村、白石村、浜田村および畠口村の六か村合

併が考えられていた。県の合併試案が発表されてから二九年前半にかけては、関係村の指導者階層の会合を行ない、町村合併の趣旨の説明等、もっぱら合併気運の醸成が図られた。同年六月、各村では、議会議員、農業委員、教育委員、部落区長、消防団、青年団、婦人会等の幹部有職者からなる町村合併推進委員会を設け、それぞれ地区住民に対して、町村合併の啓蒙に乗りだした。しかし、この段階になって、地区住民の意見は、必ずしも六か村合併の一本にはまとまらず、熊本に隣接している八分字村の一部および藤富村の一部では、熊本市への編入を強く望み、これらの代表者が熊本市に対して編入要望の陳情を行う等の動きをみせた。一方、六か村合併に異論のなかった並建村ほか三か村組合地区においても、八分字村あるいは藤富村の動きに対応してか、海岸堤防沿いの住民の一部から、同じ海岸沿いにある中島村および奥古閑村との合併を主張する意見がでてきた。

このように県の合併試案である六か村合併は、一時は、前途多難を思わせる状況になった。しかし、八分字村および藤富村の熊本市編入については、熊本市があまり積極的ではなかったことと、六か村合併に対する両村当局の非常な努力により、両村内の意見もようやく六か村合併に傾いてきた。その後、八分字村および藤富村の意見が六か村合併に落ち着いた結果、並建村ほか三か村組合地区における海岸沿いの合併問題も、自然立ち消えの形になり、三〇年一月に六か村の合併促進協議会が結成されるに至った。その後は関係町村間で具体的な合併条件等の検討の段階に入り、一時は選挙区の問題で波乱を呼んだこともあったが、関係者の協議の結果、すべてまとまり二月には各村とも合併議決がなされ、同年四月一日をもって飽田村が発足した。この地区は、明治一二年（一八七八）の郡区町村編成法施行当時、飽田郡に属していたが、二九年（一

八九六）四月飽田郡は隣接の託麻郡と合併して飽託郡となったものであり、大正末頃までこの地区に元の郡名を用いた飽田南部高等小学校があった。六か村が合併するにあたり、新村名を広く合併六か村住民から公募したところ、前記の経緯から「飽田村」を希望する者が圧倒的に多くこれを新村名に決定した。飽田村は、町制施行により四六年四月に飽田町となったが、住民の間には、熊本市編入を希望する声が強くなり、町となる前の四五年五月に村議会、区長会合同で市合併促進期成会を結成、六月に合併陳情書が熊本市に提出されたが実現しなかった。

四六年四月には、町全域が都市計画区域に指定され、その中の熊本市に隣接する一部地域が市街化区域となり、これを契機に町人口が増加に向かい、熊本市のベッドタウン化が進んでいった。

六一年四月、全世帯を対象に意識調査が実施され、町民の熊本市合併に対する意識が高いことが再確認された。六二年、飽田町は、熊本市・飽田町の行政全般にわたる実態調査を行い、議会においても、同一二月熊本市合併特別委員会を設置し、検討を進めるとともに、合併の早期実現に向けて体制を整えた。

六三年八月、市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出された。

熊本市議会はこれを受け、熊本市議会総都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請願」を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

#### （九） 天明町の編入

中緑村、銭塘村、内田村組合（以下「銭塘列村」という。）および奥古閑村、海路口村組合（以下「奥古閑列村」という。）は、水田を主とした平坦地農村地帯で、従来から、飽託郡南部地帯として共通的な立地条件により、住民の生活様式、生活程度も殆ど差がなく、村相互間においても、中緑村と銭塘列村の組合立隔離病舎、銭塘列村と奥古閑列村の組合立火葬場、中緑村、銭塘列村および奥古閑列村の組合立中学校等の設置があり、地域的に密接な関係があった。

昭和二八年（一九五三）の町村合併促進法施行に伴う県の合併試案では、飽

託郡南部地帯の中緑村、錢塘列村、奥古閑列村、川口村および走潟村の七か村合併が考えられていたが、このうち、走潟村は、地理的条件から隣郡の宇土町との合併意見が強く、翌二九年一〇月、宇土町に編入された。

残る六か村のうち、中緑村および錢塘村は、農漁村である奥古閑列村および川口村とは村民性が異なるとして合併に乗り気でなく、特に中緑村では熊本市への合併を積極的に考える村民が多かった。また、奥古閑列村および川口村は、他の二か村よりも、人口、面積、財政力等の点で村の規模が大きかったため、小村と合併することによる不利や漁業権の問題を心配して合併を望まず、いきづまりの状態にあった。

しかし、その後他地区の町村合併が着々と進み、新町村が各種の建設事業を行っているのを見聞するにしたがい、関係村の住民の間にこのままの小規模村ではどうい将来の発展は望めないとの認識が高まり、この住民感情の変化と関係者の努力の結果、三二年五月、町村合併促進協議会が結成されるに至った。この協議会における合併問題の審議段階において、中緑村のうち中無田地区が熊本市編入の意向を示したが、この問題は一応合併してからのちに検討することとして持ち越され、七月までにすべての審議を終り、九月三〇日をもって天明村が発足した。村名については、合併に当たり広く合併村の住民から公募により決定したものであるが、この地域は、従来から米麦が主要作物であり、その灌漑用水のほとんどを天明新川に依存していたところから、「天明村」を新村名として希望するものが多かった。

天明村は、町制施行により四六年四月に天明町となったが、同じ飽託郡の北部町や飽田町に熊本市合併へ向けての動きがあるのに伴い、六一年一二月熊本市との合併についての住民意識調査を行った。住民の熊本市合併に対する意識の高さを確認した町は、六三年三月議会において熊本市合併特別委員会を設置し、一方では課長会議で検討を行うなど、町民、議会、町が一体となって合併に取り組み体制を整え、同八月に地区住民に対し、地域毎に熊本市合併説明会を開いた。八月二日にはこれまでの経緯をふまえ、合併特別委員会が開催され、熊本市合併についての請願書、陳情書の提出が決定された。

六三年八月、市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出されたのを受け、熊本市議会は、熊本市議会総合都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請

願を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

### 3 合併条件および協定事項

#### (一) 田迎村、御幸村の編入

田迎、御幸両村の熊本市編入については、両村とも特に条件をつけないことを申し入れてあるが、左の点を議会あるいは住民の希望事項として要望してある。この点については熊本市においてもなるべくその要望にそなうよう努力する旨を諒承している。

#### (一) 職員の引継ぎ

田迎、御幸両村の吏員は全部引き継いで熊本市に採用し、そのうち一般職の勤務年限はその都度引き継ぎ、給与については合併時の給与額をもって採用する。

#### (二) 支所の設置

田迎、御幸両村に、従来役場で取り扱った戸籍、配給その他住民に密接な関係を有する事務一般を取り扱う権限を有する支所を設置する。

#### (三) 農区 田迎村、御幸村をそれぞれ一農区とする。

#### (四) 町名の設置

田迎村においては町内を四町内とし、町名を田迎町田迎、出仲間、田井島、良町とする。

#### (五) 施設関係

合併後、熊本市は田迎小学校舎、託麻中学校の設備の充実を図る。

#### (六) その他

- 1 熊本市中央と両村を結ぶ交通の便をはかるため、市営バスの運転を図る。
- 2 園芸の指導は重点的に考慮し、農業改良普及員は現配置のまま継続する。
- 3 御幸村内の各道路の改修整備をはかる。

#### (二) 池上村、高橋村、城山村の編入

池上、高橋、城山の三か村の熊本市編入については、三か村とも特に条件をつけないことを申し入れてあるが、左の点を議会あるいは住民の希望事項として要望している。この点については、熊本市においてもなるべくその要望にそよう努力する旨を諒承している。

(一) 職員の引継ぎ

三村とも常勤役場職員は全部熊本市に引き継ぎ採用し、給与については合併時の給与額とし、市の勤続年数に通算する。ただし、町村吏員恩給組合などからの給与金などは市に納入する。

(二) 支所の設置

三村にそれぞれ支所を置き、従来村役場で取り扱った戸籍、配給、徴収、その他住民に密接な関係を有する事務一般を取り扱わせるものとする。

(三) 農区 池上村、城山村をそれぞれ一農区とする。

(四) 教育関係

- 1 三村にそれぞれ一学校区を設ける。
- 2 三村の小実校の老朽校舎の改築、内容の充実をはかる。
- 3 三和中学校に特別教室、普通教室の増築をはかる。

(五) 衛生関係

- 1 三村に熊本市保健所の支所を設置する。

(六) 社会教育関係 青年団、婦人会、連族会などの助成、指導をはかる。

(七) 治安

- 1 高橋村に内容の充実した警部補派出所級のものを設置する。
- 2 消防団は、池上村四分団、高橋村一分団、城山村四分団として、その施設の充実を図る。

(八) 交通 市営バスの池上村、高橋村への運転を図る。

(九) その他

- 1 園芸の指導は重点的に考慮し、農業普及委員は現配置のまま継続する。
- 2 三村内の道路の改修整備をはかる。
- 3 百貫石に通じる電車敷設を復活する。

(三) 託麻村の編入

(一) 市町村の合併の特別に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項又は第四条第一項に規定する議員の定数又は任期  
特別措置は採らない。

(二) 特別措置は採らない。

(二) 法第五条第一項に規定する農業委員会の委員の定数又は任期  
特別措置は採らない。

(三) 職員的身分取扱

1 長、助役、収入役等、引き継がない

2 一般職員高齢職員を除き、原則として引き継ぐ。

(四) 税の不均一課税 不均一課税はしない。

(四) 北部町、河内町、飽田町、天明町の編入

(一) 合併の方式

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成三年二月一日とする。

(三) 議会の議員の取扱

市町村の合併の特例に関する法律の適用は考慮しない。  
ただし、熊本市議会議員の残任期間に限り、合併の日の前日において各町議会議員であった者をもって組織する地区審議会等の協議機関を設置する。

なお、協議機関の名称、報酬等取扱いの細目については、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(四) 農業委員会の取扱

1 各町の農業委員会及び委員について

(一) 各町の農業委員会は、熊本市農業委員会一本に統合するものとする。

(二) 各町の選挙による委員は、すべて熊本市農業委員会の委員の残任期間まで引き続き在任できるものとする。

2 選挙区については、各町を一選挙区とし、熊本市の制度に統一するものとする。



3 報酬については、各町現行報酬とする。

4 その他の細目については、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(五) 特別職の取扱い

各町の常勤の特別職員（三役及び教育長）の取扱いについては、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(六) 一般職の職員の取扱い

1 各町の定数内の職員は、すべて熊本市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、熊本市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

3 諸手当については、熊本市の制度を適用するものとする。

4 前各号の取扱いについての細目は、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(七) 組織機構

(1) 町役場の取扱い

1 組織 事務事業の推進上混乱を避けるため、当分の間一部管理部門を除きおおむね現行組織のまま存続させ、その後実情に添った組織に改正する。

2 名称 名称は、総合支所とする。

3 所管 総合支所は、総務局の所管とする。

4 職員 総合支所に所長、課長、主査その他必要な職員を置く。

総合支所に所長補佐及び参事を置くことができる。

5 所掌事務 総合支所の所掌事務は、当分の間おおむね現行のとおりとする。

なお、本庁関係部局との連絡調整は、本庁側の担当組織に調整機能を付加する。

また、細部については、本庁の関係部局と協議の上決定する。

6 専決事項 所長は、原則として熊本市事務決裁規程に規定する課長共通専決事項を専決することができる。なお、細部については、本庁の関係部局と協議の上決定する。

(2) 出先機関の取扱い

各町の出先機関等で行っている事務については、その専門性・技術性を考慮し、本庁各関係部局直轄の出先機関等として引き継ぎ、対応する。

ただし、北部町保健センターは、北部町区域住民に対し西保健所及び北部保健センターが実施する対人保健サービスの会場として運営する。

(3) 附属機関の取扱い

各町の附属機関については、原則として熊本市の同種の附属機関に統合するものとする。

(八) 一部事務組合の取扱い

各町が加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって、当該組合から脱退するものとする。

ただし、植木町・北部町伝染病院組合については、合併の日の前日をもって、当該組合を解散する。

なお、財産については、植木町に譲渡するものとする。

(九) 財産及び公の施設

(1) 財産の取扱い

各町の所有する財産は、すべて熊本市に引き継ぐものとする。

なお、引継ぎに際しては、所有権等の権原を明確にし、実態に即した取扱いを行うものとする。

(2) 公の施設の取扱い

各町の公の施設は、熊本市の引き継ぐものとする。

ただし、(1) 河内町立船津児童館は、現在休館中であり、引き継がず、廃止する。

(2) 河内町教育員住宅については、将来、廃止の方向で検討するものとする。

(3) 当分の間、各町の体育施設の利用申し込みについては、総合支所で受け付けるものとし、また、その利用については、地区の校区体協や自治会、PTA等が主催する行事については優先的に使用できるよう配慮するものとする。

(十) 税の取扱い



熊本市の制度に統一するものとする。

ただし、(1) 個人市民税、固定資産税については、合併年度に限り現行どおりとする。

(2) 法人市民税法人均等割については、当該法人の事業年度の開始の日から合併の日の前日までのものにあつては、旧町の区域に所在していた事務所等を合併の日の前日に有しなくなつたものとみなし、旧町のそれぞれの税率を適用して計算した額を合算し、さらに、合併の日から事業年度の終了の日までのものにあつては、熊本市の条例で定める税率を適用する。

また、法人税割については、合併の日後到来する各法人の事業年度末日現在の熊本市の税率を適用する。

(3) 河内町における特別土地保有税の免税点の基準面積の認定については、政令五十四条の三十五の規定を適用する。

(4) 事業所税については、地方税法の定めるところにより課税する。

(5) 入湯税については、北部町及び河内町の制度に統一する。

## (二) 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険制度については、熊本市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り現行どおりとする。

(2) 国民健康保険納付組織については、熊本市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り現行どおりとする。

## (二二) 各種福祉制度の取扱い

(1) 熊本市と各町の双方で行っている事業については、原則として熊本市の制度に統一するものとする。なお、各町独自の事業で、特に住民福祉に大きな影響を及ぼすものについては、市域全体の均衡に配慮しつつ、従来の町の実績を尊重する方向で、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(2) 熊本市単独の事業については、熊本市の制度を適用するものとする。

(3) 各町単独の事業については、廃止するものとする。

## (二三) 上・下水道事業の取扱い

### (1) 水道事業の取扱い

各町が経営する上水道事業及び簡易水道事業については、熊本市に引き継ぐものとし、給水条件等については、熊本市の制度に統一するものとする。ただし、指定工事店の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。

### (2) 下水道事業の取扱い

1 北部町流域関連公共下水道については、熊本市に引き継ぐものとし、下水道使用料については、熊本市の制度に統一するものとする。

2 受益者負担金については、熊本市の制度に統一するものとするが、合併年度に限り現行どおりとする。

なお、合併前に賦課された北部町の負担金額(三三〇円/㎡)及び納付報奨金制度については、当分の間現行どおりとし、制度切替の細目については、熊本市及び北部町の長が別に協議して定めるものとする。

3 水洗便所改造資金貸付金等については、熊本市の制度に統一するものとするが、利子補給制度及び排水設備指定工事店の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。

### (二四) 行政連絡機構の取扱い

熊本市の制度に統一する。

ただし、合併後二ヶ年度は現行どおりとする。なお、細目については、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

### (二五) 使用料・手数料の取扱い

各町の使用料・手数料については、原則として熊本市の制度に統一するものとする。

### (二六) 補助金等の取扱い

各町の負担金・補助金については、町の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で検討するものとする。

ただし、原則として合併年度に限り現行どおりとする。

なお、団体運営補助金については、

(1) 両市町で同一又は同種の団体に補助しているものについては、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統合の方向で調整するものとする。

(2) 各町独自の補助金については、従来の町の実績を尊重する方向で検討するものとするが、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

また、事業補助金については、

(1) 両市町で同一又は同種の制度については、熊本市の助成制度に統一するものとする。

(2) 熊本市の事業に代替できるものは、廃止するものとする。

(3) 各町独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当分の間従来の町の実績を尊重するものとする。

(4) 地域的に特殊な補助制度は、当分の間各町の制度を引き継ぐものとする。

(二七) 公共的団体等の取扱い

各種公共的団体等については、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各々の実情に応じて調整を図ることとするが、原則として熊本市の類似の団体への統合整備に努めるものとする。

(二八) 合併建設計画

合併建設計画は、別添の「熊本市・各町合併建設計画書」に定めるとおりとする。(別添省略)

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
田迎村	斉藤 寅喜	鶴田 勇	中島 進	西田 忠雄	米森 寅雄
御幸村	竹田 重昌	西岡 嗣雄	緒方 勝元	柴田 正好	宮本 軍記
高橋村	桑波 謙蔵	江口 安蔵	(助役兼任)	森本 盛平	広永 益登
池上村	中島 淑人	—	志水 正男	木戸雄太郎	上野 貞雄
城山村	桑本 広次	北川儀三郎	下村 次雄	立川 泉義	上妻 喜一
秋津村	富島 末雄	吉村伸次郎	内田 正義	清田俊三郎	倉水 伊作
松尾村	梅田 宝蔵	—	衛藤 喜熊	村松 武嗣	岡 実

5 合併時の関係市町村の現況表

(一) 田迎村・御幸村の編入

龍田村	宮田 盛雄	梅田 信夫	田中 正隆	北島 保彦	宮田 元雄
小島村	有馬利七郎	宮川 光雄	熊一 巖本 巖	田上 辰熊	
中島村	古川 国雄	起田 藤吉	内田仙右衛門	村上 光義	
(託麻村) (一部編入)	三島 寿作	松村 西雄	(助役兼任) 山野 秋義	村岡 静親	林 政徳
託麻村	田中 実蔵	上野 善信	(職務代理) 大津 文夫	和田 定	白石 正
北部村	緒方 泰之	竹下 新也	原 昭宣	村山 義昭	山代 忠利
河内村	嶋津 俊二	中川 久幸	坂本 功	村上 隆義	潮崎 武徳
鮑田村	岡田 健士	正木 弘志	(職務代理) 中原 光一	中原 実	田中 幸吉
天明村	太田黒靖国	吉村 竹喜	米村 健一	鍛農 健蔵	小原 昭光

官公署	業態の割合						面積 平方料	戸数	人口	熊本市	関係市町村			
	都市的業態			その他の業態							熊本市	田迎村	御幸村	
	商業	農業	その他	商業	農業	その他								
計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人	計人
五五	一五、一四二	二、〇九七	一三、〇四五	八、四二七	四六、五八六	三四、八四一	九〇・二	二八三、八二七	二七七、〇五五	五九、〇二五	四九七	五三七	二七三〇	三、〇四二
四九	一〇、〇四四	五七	九、九八六	八、〇七三	四六、一九三	三四、五〇〇	八〇・九	二七三、〇五五	二七三、〇五五	五九、〇二五	四九七	五三七	二七三〇	三、〇四二
四	二、四八	五七六	一、八四〇	三三二	一七九	一三三	三九	二七三〇	二七三〇	四九七	五三七	五三七	二七三〇	三、〇四二
二	二、六八〇	一、四六	一、二二九	三三二	二四	一四八	五・三三	三、〇四二	三、〇四二	五三七	五三七	五三七	三、〇四二	三、〇四二

生産額	会社、工場 事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税納 税額 千円	国 税納 税額 千円	中学校以 上の学校	
	計 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	その他 千円					高等学校	中学校
									千円	千円
計	10,613,333	7,913,333	1,004,977	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
農産	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
鉱工産	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	

(二) 池上村、高橋村、城山村の編入

業態 の割合	都市的 業態				積 平方料	戸 数	人 口	区 分
	その他 業態	農 業 人	計 人	その他 人				
計	1,695,023	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	熊本市	
その他	1,695,023	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	熊本市	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	池上村	
計	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	池上村	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	池上村	
計	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	高橋村	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	高橋村	
計	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	城山村	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	9,615	29,951	城山村	

生産額	会社、工場 事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税納 税額 千円	国 税納 税額 千円	官公 署	
	計 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	その他 千円					中学校以 上の学校	中学校
									千円	千円
計	10,613,333	7,913,333	1,004,977	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
農産	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
鉱工産	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,559,333	5,490,000	9,408,000	18	3	

(三) 秋津村の編入

業態 の割合	都市的 業態				積 平方料	戸 数	人 口	区 分
	その他 業態	農 業 人	計 人	その他 人				
計	1,695,023	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	熊本市	
その他	1,695,023	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	熊本市	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	関係市村	
計	—	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	熊本市	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	熊本市	
計	—	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	秋津村	
農	—	1,453,000	4,644	35,775	10,155	30,830	秋津村	

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)					前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校以 上の学校		官 公 署	計 人
	計	そ の 他	農 産	鉦 工 産	鉦 工 産					高 等 学 校	中 学 校		
九、五七〇、〇二	二、二五	六、五四四	八、六三三、四九二	八、六三三、四九二	三、五〇、〇四九	三、六六、〇四六	四、七〇、二〇〇	一、七八、〇四二	一、八	二、五	三〇、三四六	二、六九八	三、四一八
九、四九、二九〇	—	六、七九八	八、六三三、四九二	八、六三三、四九二	三、六六、〇四六	三、六六、〇四六	四、七〇、二〇〇	一、七八、〇四二	一、八	—	—	—	—
九、七八二	二、二五	九、七九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(四) 松尾村の編入

業態 の割合	都市的 業態			積 平方 料	戸 数	人 口	区 分		
	農 業 人	計 人	商 工 業 人				熊本市	松尾村	
									熊本市
三〇、一六六	二九、〇三八	二〇〇、二六七	八九、七七一	一一、二六九	七〇、七二〇	三三、六七九	熊本市	三九、五九〇	四、〇八八
—	二七、九二四	一九九、七八二	八九、四六三	一〇、八五八	七〇、〇四七	三九、五九〇	熊本市	三九、五九〇	四、〇八八
—	二、五三	—	三〇、八	—	六六三	—	松尾村	—	—

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)					前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校以 上の学校		官 公 署	計 人
	計	そ の 他	農 産	鉦 工 産	鉦 工 産					高 等 学 校	中 学 校		
九、〇九、二四〇	二、七三〇	六、五五八	八、六三三、四九二	八、六三三、四九二	三、七三、二五	三、七三、二五	四、七〇、四七	一、七九、三三七	一、八	六、〇	三三、六四〇	二、四三三	
九、五七〇、〇二	二、二五	六、五四四	八、六三三、四九二	八、六三三、四九二	三、七〇、九四五	三、七〇、九四五	四、七〇、二〇〇	一、七八、〇四二	一、八	二、五	三〇、三四六	二、〇四二	
九、〇九、二四〇	二、二五	六、五五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(五) 小島村、竜田村の編入

業態 の割合	都市的 業態			積 平方 料	戸 数	人 口	区 分		
	計 人	そ の 他 人	商 工 業 人				熊本市	小島町 竜田村	
									熊本市
三〇、三六五	一六、八八〇	一三三、五二五	一三、八三三	一三、八三三	七、五八四	三、九三九	熊本市	三、九三九	四、四三〇
—	一六、七二〇	一三三、八三三	一三、八三三	—	七、三六四	三、九三九	熊本市	三、九三九	四、四三〇
—	二、四〇四	—	三、九七	—	九〇七	—	小島町 竜田村	—	—

業態の割合	その他業態	積平方料	戸数	人口	区分		
					熊本市	関係市村	中島村
商業	商業			三五九、一五〇			
工業	工業	一四八、三三五	六七、八九七	三五五、五五五		四六、五	
その他	その他			一七三、八二〇	一七三、五四〇	二八〇	

(六) 中島村の編入

生産額	計	その他	農業	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校	官公署	その他業態		
												計	その他	農業
千円	一六、九七〇、九七〇	六、九七〇	一、五、九六六	一四、八六六、一六二	二、三	三、九、六六六	八、三、七六六	七、六、九七〇	三、五、〇、四三三	一、八	六	四、六、四六六	三、五、五五五	四、〇、九二二
千円	一六、一四三、三三三	二、九四〇	一、七、三、四六六	一四、七、九、九二二	二、三	三、四、四、三三三	八、〇、〇五五	七、三、三、五五五	二、五、三、三、三三三	一、八	三	三、九、八、四〇〇	一、五、七、七六六	三、八、一、六四四
千円	二、六、二、三三三	三、五五〇	六、七、〇、〇〇〇	四、〇、〇、〇〇〇	一	二、五、七、七六六	七、九、九	二、七、九	三、四、五、五	一	三	一、八、二二二	一、九、四	一、六、七
千円	二、六、六、六六六	五、〇〇〇	二、三、八、四六六	三、三、五	一	一、八、七、七	六、七、七	五、五	三、五、七	一	四	三、九、八、五五五	一、七、五五五	二、〇、〇〇〇

(七) 託麻村の編入

業態の割合	その他業態	積平方料	戸数	人口	区分		
					熊本市	関係市村	託麻村
商業	商業			四〇七、〇五三			
工業	工業	一七二、一七二	一〇九、二二五	四〇七、〇五三		八四、五五五	
その他	その他			七、一、四〇〇	七、一、六三三	五、二七	

生産額	計	その他	農業	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校	官公署	その他業態		
												計	その他	農業
千円	三、二、八、八七七	一、〇、二、七〇〇	一、七、九、四六六	一、四、六、九、九二二	二、三	三、五、三、三三三	八、六、六、三三三	七、七、七、七	二、五、三、三、三三三	一、八	六、九	五、三、六、六六六	二、一、一、六九九	三、〇、六、八五五
千円	三、〇、六、一三三	六、九七〇	一、五、〇、一六六	一、四、六、九、九二二	二、三	三、四、四、三三三	八、〇、〇、二六六	七、六、九、七	二、五、〇、四三三	一、八	六、八	四、八、一、八〇〇	一、一、〇、四四四	三、〇、六、八五五
千円	三、三、〇、〇〇〇	三、三、〇、〇〇〇	二、〇、九、二二二	一、四、六、九、九二二	二、三	三、四、四、三三三	八、五、五	六、七、七	二、四、〇、〇〇〇	一	一	四、一、八五五	九、六五五	三、三、〇〇〇
千円	三、三、五、四四四	三、三、〇、〇〇〇	二、〇、九、二二二	一、四、六、九、九二二	二、三	三、四、四、三三三	八、五、五	六、七、七	二、四、〇、〇〇〇	一	一	四、一、八五五	九、六五五	三、三、〇〇〇

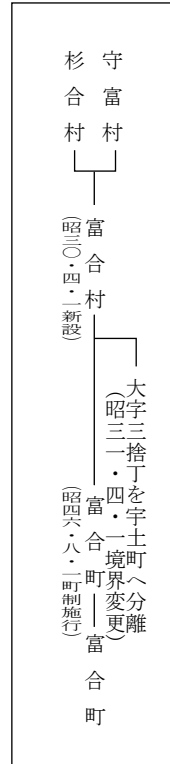
生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)			前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	国 税 納 税 額 千円	上 の 学 校 高 等 学 校 校	中 学 校 以 下 の 学 校 校	官 公 署	業態の割合				
	計 千円	農 産 千円	鉱 産 千円							工 業 千円	都市的 業態		その他 業態	
											計 人	農 業 人	計 人	その他 業 人
六三、三五二六	三三、〇二二	四、五二九	三、七三九	二、〇七五	四、五二九	一、四五一	三	七	七	一、六八二	一、六八二	一、六八二	八、五五九	
六、四六五三	三、〇八二	三、七三九	三、六九三	二、七四六	四、五二九	一、四五一	二	二	七	一、五三二	一、五三二	一、五三二	八、二八二	
一、七六九五	一、三九四	七、六八五	八、九六〇	三、八〇〇	四、六七六	六、三九〇	一	二	一	二、五九〇	二、五九〇	二、五九〇	二、六四	

生産額	事業 所	前年度 予算 総額 百万円	市町村 税納 税額 百万円	県 税 納 税 額 百万円	上 の 学 校 高 等 学 校 校	中 学 校 以 下 の 学 校 校	官 公 署	業態の割合			面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分	
								計 人	第三次 産業 人	第二次 産業 人					第一次 産業 人
一、七五二七	一、四三二	一、七四	九、〇四	八、七九	二八	三九	二八	二七、四八四	五七三	二〇二、一四一	五、二八一	一六、四八九	二〇六、二〇七	六〇、三六七	熊本市
一、六六二〇	一、三九〇	一、六五	八、七九	八、七九	二八	三九	二八	二四八、九七一	五六	一九一、七三三	四、八三九	一七、七三	一九四、四八六	五五、七二九	熊本市
一、八八三	一、四〇九	一、九四	二、五五	二、五五	一	一	一	七、九六〇	三	一、七〇三	一、七〇三	二、九五三	四、五七八	一六、三三八	北部町
一、〇六〇	一、一七〇	一、五五	五	五	一	二	一	四、五九五	一	四、三三	四、三三	二、八〇三	三、四四一	八、八三二	河内町
一、〇四六	一、八四九	二、五五	一、〇四	一、〇四	一	一	一	四、六六二	一	二、五七五	八四	二、二二二	二、五六六	九、九一〇	飽田町
一、八七	四、七八	二、六三	七	七	一	一	一	五、二五六	一	二、二二	九六	一九、二八	二、五六六	一〇、五六九	天明町

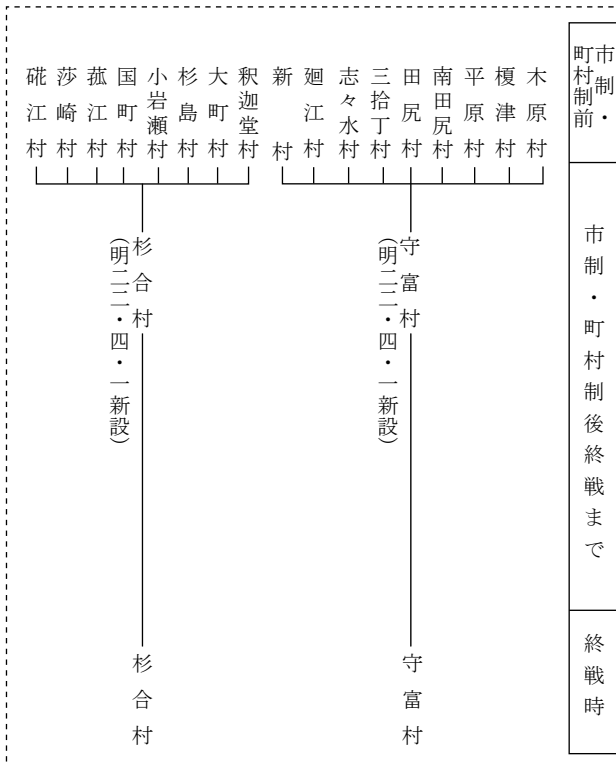
(八) 北部町、河内町、飽田町、天明町の編入



1 【旧下益城郡富合町における合併の歴史】  
終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 守富村

旧藩時代、本村の地域は、廻江手永惣庄屋の支配を受けていたが、明治三年（一八七〇）の藩制改革により、里正が統治することとなり、さらに五年には里正が廃止されて戸長制となった。七年六月には大小区制の改正により、白川県第一〇大区第三小区、第四小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、木原、榎津は、六田、島田とともに、平原、南田尻、田尻、三捨丁、新、廻江、志々水は七か村で、それぞれ一行政区域とされた。一七年の制度改正により、前記七か村に榎津村を加え、新村列として一行政区域となったが、二二年の町村制の施行にともない、木原村を加えた九か村が合併して守富村となった。

(二) 杉合村

旧藩時代、杉島手永惣庄屋の支配を受けていたが、明治七年（一八七四）の大小区制の下においては、守富村の地域とともに第一〇大区第四小区に編入されて、官選戸長の統治を受けた。一二年には、杉島、菰江、国町、碓江、莎崎の五か村で小岩瀬村は飽田託麻郡役所下で中無田村とともに、釈迦堂、大町の両村は、赤見、碓、高、丹生宮の各村とともに一行政区域とされた。一七年、杉島、菰江、莎崎、碓江、国町、大町、釈迦堂、小岩瀬の各村は、小岩瀬村列となつて一行政区域となったが、二二年の町村制の施行にともない八か村が合併して杉合村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

守富村と杉合村の合併 促進法の施行にともない、昭和二八年（一九五三）一〇月に作成された県の合併試案では、杉合、守富の二か村合併が考えられていたが、一一年に前の県試案の修正が行なわれ杉上村、限庄町、豊田村の三か町村を加えた五か町村の合併試案が発表された。

このため、関係五か町村は、二九年一月以後数回にわたり協議を行ない、同年五月には五か町村の合併促進協議会の設置まで予定されたが、杉合村および守富村においては、杉合村の杉島地区が熊本市への編入を、守富村の三捨丁地区が宇土町への編入をそれぞれ希望し、その他の地区の大多数の者は杉合村、守富村の

二か村合併を希望するなど、五か町村合併に賛成する者はほとんどいなかったで、五か町村合併促進協議会の結成までには至らなかった。

もともと、杉合村と守富村は、村民性、産業形態が類似し、また、明治時代には高等小学校を、戦後には新制中学等を共同設置しており、両村民は古くから深いつながりがあった。このため、前に述べたように城南町地区との五か町村合併の県試案が出されたときもこれに反対して二か村合併の気運が強く、両村は三〇年二月二か村合併促進協議会を結成した。

しかし、両村の一部の地区では、熊本市、宇土町あるいは城南町地区への分村編入を希望する者もあり、二か村合併は、必ずしも順調に進んだとはいえなかった。すなわち、両村の合併議案は、三〇年三月に杉合村においては全員異議なく議決されたが、守富村においては賛成一反対八、白紙一で、ようやく可決されたのであった。

また、両村の合併協定書には「合併後一か年以内に隣接町村に編入したい希望の部落は、分村を認める。」という条件が付されている。

こうして同年四月一日をもって両村が合式し富合村が発足した。

**宇土町との境界変更** 二か村合併が論議されるときから宇土町編入を希望していた旧守富村の三拾丁地区は、地形的にも経済的にも宇土町と一体をなしていたため、富合村の発足後も、宇土町への分村編入の動きを示したので、昭和三十一年（一九五六）四月一日に至り、守富村、杉合村合併協定書にしたがい、富合村、宇土町が協議のうえ、境界変更を行ない、宇土町に編入された。

### 3 合併時の合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和三十一年四月一日
- (三) 新村名 「富合村」
- (四) 役場の位置  
下益城郡守富村大字新一五一番地に置くが、将来、村の財政状態等を勘案し、交通および村政の中心地を選んで新築する。
- (五) 役場出張所  
下益城郡杉合村大字小岩瀬三三一番地に出張所を置く。出張所においては戸

籍、住民登録、配給、徴税および諸証明に関する事務を行なう。

(六) 議員の任期

促進法第九条の規定を適用し、その任期は昭和三十一年四月三〇日までとする。

(七) 議員の選挙区および定数

合併後最初の選挙に限り選挙区を設け、各選挙区において選挙する議員の数は、有権者数により按分するものとし、その定数は、二六人とする。

(八) 教育委員会委員の任期および定数

促進法第九条の二の規定を適用し、その任期は、昭和三十一年九月末日までとし、その定数は、四人とする。

(九) 農業委員会委員の任期および定数

促進法第九条の三の規定を適用し、その任期は、昭和三十一年九月末日までとし、その定数は、二十七人とする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱い

促進法第二十四条の規定に基づき、合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承する。

特別職の職員は、これを合併功労者として別に考慮する。一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、左に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 昭和三十一年五月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇

二 昭和三十一年七月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一八〇

三 昭和三十一年一〇月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇

(一一) 助役の定数は、一人とする。

(一二) 部落連絡員は、現在のみまとする。

(一三) 資産及び負債

一 現有せる村有資産は、新村に提供する。ただし、守富村有林については後日協定する。

二 現有負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 国民健康保険は、統合して続行する。

(一五) 各村における土木、耕地その他の各種の継続事業および既定計画事

業は、継続して行なうものとする。  
 (二六) 消防団は統合する。現有する消防機械器具の管理は、現在のままとする。

(二七) 村民税の賦課率については、均一課税とする。

(二八) 大字および字の名称は、現在のままとする。

(二九) 小学校の学区については、教育委員会の意見をきき変更を認める。

(三〇) 伝染病院組合は、当分の間現在のままとする。

(三一) 各種団体の統合

農業協同組合、共済組合、青年団、婦人会、その他の団体の統合をあつせんする。

(三二) 富合村設置後一か年以内において隣接町村に編入したいと希望する部落は、部落民の大多数の意思を尊重して隣接村への分村を認める。

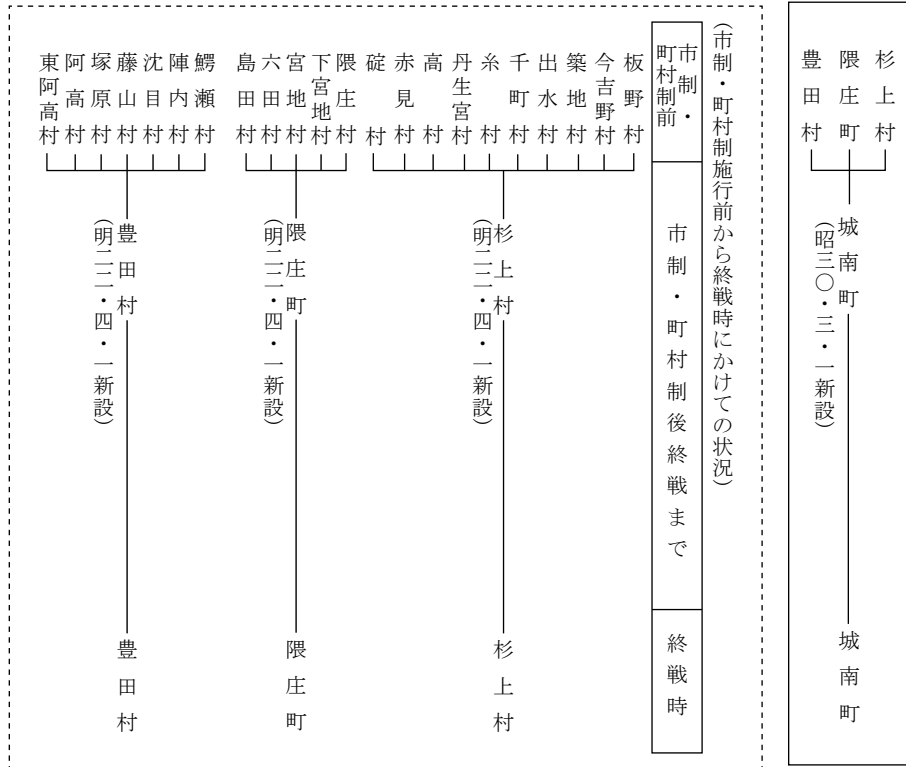
4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
杉合村	伊津野定造	三隅 武一	河北 正三	今村 哲彦	坂口 次男
守富村	朽木 覚真	藤芳 末喜	柴垣 貞彦	成松 亮明	林原 通夫

5 合併時の関係村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以 上の学校 高 中 等 学 校	官 公 署	業 態 の 割 合				戸 数 戸	人 口 人	区 分	富合村	合 併 村																		
	計	そ の 他	農 産	鉦 産							計	農 業 人	商 工 業 人	都 市 的 業 態						そ の 他 の 業 態	計	農 業 人	商 工 業 人	積 平 方 呎	戸 数 戸	人 口 人	富合村	合 併 村									
																													計	農 業 人	商 工 業 人	計	農 業 人	商 工 業 人	計	農 業 人	商 工 業 人
四、五八四	五、二〇〇	三、四六〇	四、七九四	—	三、三三四	一、九八七	一、〇〇三	二、二二四	—	三	九、五五四	二、五五六	七、〇〇八	一、三四	二〇、六四四	一、九五四	一〇、七七八	富合村	守富村	杉合村																	
二、四二〇	一、〇〇〇	二、四六〇	二、八四〇	—	二、〇六七	二、一八八	三、三三	六、七三	—	二	五、〇九七	二、〇二五	四、〇八二	—	二、一九	一、〇三八	五、九三〇	合 併 村	守富村	杉合村																	
二、一〇、一六四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																

1 【旧下益城郡城南町における合併の歴史】  
終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 杉上村

昔は「限牟田の荘」と称し、平安時代から鎌倉時代までは歡喜光院の領地、南北朝時代には大友氏に続き甲斐氏の領地、豊臣時代には小西行長に続いて加藤清正の領地となった。徳川時代においては細川藩の配下となり、杉島手永惣庄屋の支配をうけ、各村は、庄屋によって村政が行なわれていたが、その後、明治三年（一八七〇）の藩政改革により、里正によって統治されることとなり、さらに五年には、里正が廃止されて戸長制になった。一二年坂野、今吉野、築地、出水、千町、永の六か村が一行政区域となり、一方、丹生宮、高、赤見、碓の四か村は、大町、釈迦堂の両村とともに一行政区域となったが、一七年大町、釈迦堂を除く坂野村など二〇か村は、一行政区域に修正され、二二年に一〇か村が合併して杉上村となった。

(二) 限庄町

明治初期に至るまでの沿革は、細川藩時代杉上村地域が杉島手永に属したのに対し、本町地域が廻江手永に属した以外は杉上村と全く同様である。明治二年（一八七九）郡区町村編制法の施行により、限庄町、宮地村、下宮地村が一行政区域となり、六田村、島田村は木原村、榎津村とともに四か村で一行政区域を形成したが、一七年の行政区画の修正により榎津村を除く六か町村が一行政区域となつて同一戸長役場が設けられたが、二二年には木原村を除く五か村が合併して限庄町となった。

(三) 豊田村

昔は「豊田の荘」と称し、平安時代から鎌倉時代までは八条院の領地、南北朝時代は菊池氏の領地、豊臣時代には小西行長に続き加藤清正の領地となった。徳川時代においては細川藩の配下となり、限庄町地域と同様廻江手永惣庄屋の支配をうけ、庄屋によって村治がなされていたが、その後、明治三年（一八七〇）の藩政改革により里正によって統治されることになり、さらに五年里正が廃止されて戸長制となった。一二年の郡区町村編制法のもとにおいては、本村地域は、二つの行政区域に分かれ、鰐瀬、陣内、藤山の三か村、塚原、阿高、東阿高、沈目の四か村がそれぞれ一行政区域を形成した。一七年に両区域を合わせて一行政区域となった。二二年町村制の施行に伴い、この七か村が合併して豊田村となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）一〇月に作られた県の合併試案では、杉上村、隈庄町、豊田村の三か町村の合併が考えられていたが、その後、一月には、試案が前記三か町村に杉合村および守富村を加えた五か町村合併に修正発表された。そこで、二九年一月以来、数回にわたり五か町村による協議が行なわれ、五月を目標に五か町村合併促進協議会の結成が計画されたが、守富村の不参加により同協議会は結成に至らなかった。

その後、五月に至り守富村が、九月には杉合村がそれぞれ五か町村合併案に反対の態度を正式に表明したため、九月下旬に杉合村、隈庄町、豊田村の三か町村で町村合併促進協議会を結成した。

それから、数回にわたって協議会を開催した結果、各関係町村とも一二月に合併の議決を行ない、三〇年三月一日城南町として発足した。この新町の発足にあたり、広く合併三か町村住民から新町名を公募し、合併促進協議会において厳選のうえ採択されたもので、新町は地形的にみて名城熊本城の南に位置しており、また「水草は陽気にして南に繁茂する」という諺が象徴する、産業の振興ならびに生活の安定の意味から新町発足後の明るい希望を託して「城南町」となった。

## 3 合併時の合併条件および協定事項

- (一) 合併形式 杉上村、隈庄町、豊田村を合体し、町とする。
- (二) 実施の時期 昭和三〇年三月一日
- (三) 新町名 町名は、「城南町」とする。
- (四) 役場の位置
  - 一 役場の所在地は、下益城郡隈庄町大字宮地とする。
  - 二 役場建物は、昭和三〇年度に新築することにして、その竣工までの間は隈庄町役場において執務する。
- (五) 役場出張所  
出張所は、杉上村、豊田村に置き、現在の役場をもって充てる。
- (六) 議員の任期  
町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は、現議員の在任期間とする。

## (七) 議員の選挙区および定数

当初の選挙に限り、各町村ごとに選挙区を設け、選挙区で選挙すべき議員の定数は、それぞれ八人とし、総数二十四人とする。

## (八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、昭和三十一年二月末日まで在任するものとする。

## (九) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を三〇人とし、昭和三十一年二月末日まで在任するものとする。

## (一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、新町退職手当支給条例の定める額に左に掲げる割合を乗じて得た額を加給するものとする。

- 一 昭和三〇年四月末日までに退職した者一〇〇分の一〇〇
  - 二 昭和三〇年六月末日までに退職した者一〇〇分の六〇
  - 三 昭和三〇年九月末日までに退職した者一〇〇分の三〇
  - 四 昭和三十一年二月末日までに退職した者一〇〇分の一〇
- (一) 助役の定数 一人とする。
  - (二) 部落連絡員の設置
- 合併関係町村の嘱託員は、これを当分の間現在のままとし、将来必要に応じ統合整備する。
- (一三) 資産および負債
    - 一 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。
    - 二 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。
  - (一四) 消防団の統合
    - 一 現在の三か町村の消防機械、器具は新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを購入する。

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	区 分				前年度予算総額 千円 (資本金五百 万円以上)	市町村税納税額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	上 学 校 以 上 の 学 校	官 公 署	業 態 の 割 合				戸 数	人 口	城 南 町	合 併 町 村								
	計	そ の 他	農 産	飲 工 産							業 態		計	農 業 人					都 市 的 業 態		積 平 方 料	商 工 業 人	杉 上 村	限 庄 町	豊 田 村	
											その 他 業 態	業 態							その 他 人	農 業 人						商 工 業 人
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	署	人	人	人	人	人	人	人	人								
五三、三〇三	三、六八〇	四六、六三三	四、五七五	—	三、三三三	三、六二二	三、〇三三	—	二	七	二、〇三三	二、四四七	一〇、五九六	三、八九五	二、四五一	一、四四四	三、九一九	三、一八〇	一六、九八六							
一〇、三三六	三、六八〇	一〇、一四三	—	—	二、二七〇	三、六二二	五、三三三	—	—	一	四、七三三	二、五二一	四、五三三	九、九	五、〇九	四、〇	二、三、五	二、〇四〇	五、七〇二							
三、四九七	—	六、三三七	四、五七五	—	二、二九〇	二、〇三三	四、〇四〇	—	—	五	三、四八八	二、八四六	一、六〇二	二、八〇二	二、二七三	五、九	六、二二	二、〇七〇	五、二五〇							
一、五、〇〇〇	—	一、五、〇〇〇	—	—	九、〇四四	四、九	二、三三三	—	—	—	四、八〇三	三、四〇〇	四、四三三	一、七、四	六、九	一、八、四八	—	二、〇七〇	五、九七六							

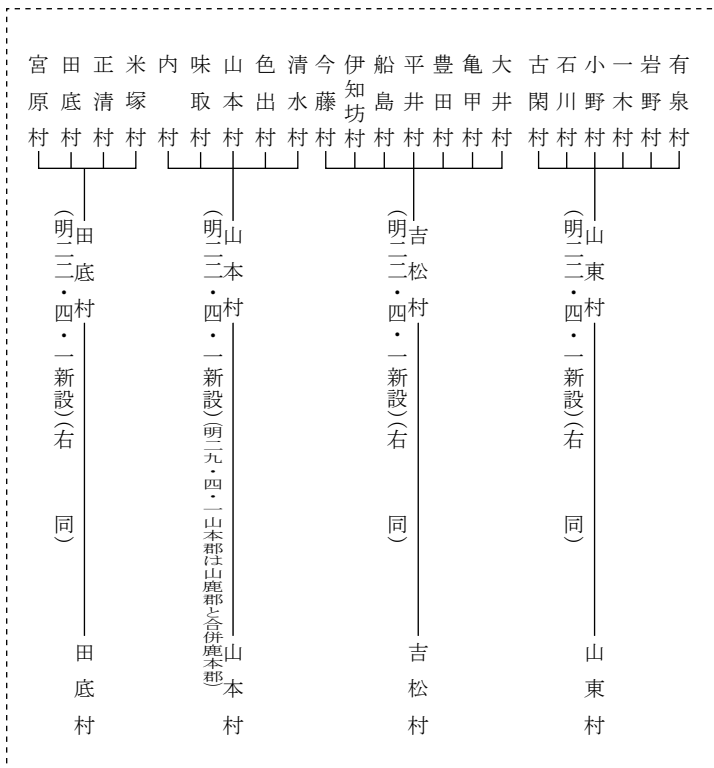
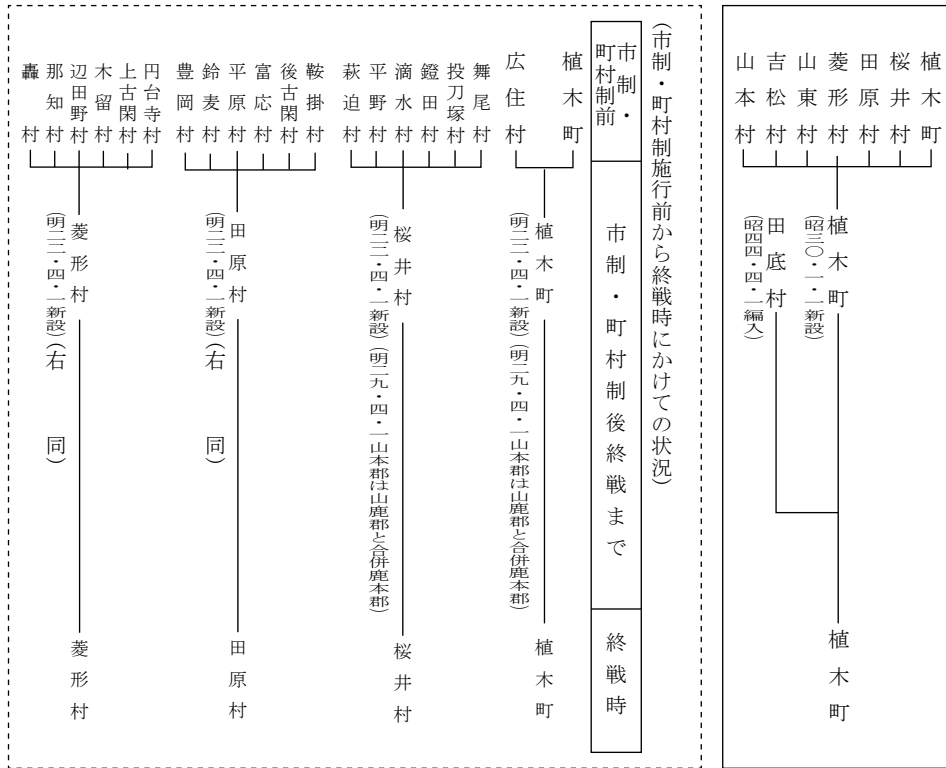
4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助 役	収 入 役	議 長	副 議 長
豊田村	岩永 雅敏	村上 一雄	堀内 末雄	宮塚 慶男	杉野 毅
限庄町	木下 乙吉	成松 鶴雄	野原 信行	緒方 正資	徳永捷司魯
杉上村	本田 重記	牛島 智嗣	平江 熊記	柳田 有	松田 喜一

- 二 現限庄町に消防団の本部を置き、旧各町村に分団を設置する。
- 三 分団数および団員数は、当分の間現在のままとする。
- (一五) 国民健康保険
- 杉上村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町発足後二か年以内において全区域に実施するよう考慮する。
- (一六) 事業
- 各町村における土木、耕地およびその他の各種事業ならびに既定計画事業は、継続して行うものとする。
- (一七) 左の団体の早期統合をあっせんする。
- 農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、体育会、その他
- (一八) 同町村税の賦課率 均一課税とする。
- (一九) 大字および字の名称
- 合併関係町村の大字および字の名称は現在のままとする。
- (二〇) 無灯火部落の解消に努力する。



1 【旧鹿本郡植木町における合併の歴史】  
終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 植木町

旧藩時代、本町地域は植木町、菓葉村、小道村、仁連塔村の一町三か村に分かれ、ともに山本郡（正院手永）に属していた。

明治三年（一八七〇）八月藩政改革により舞尾村、投刀塚村とともに植木組と称し、各村に与長を置き、その上に里正をおいて統治した。七年大小区制の改正に際し第五大区第八小区に編入されたが、同年行政区域の一部変更により小道、菓葉、仁連塔の三か村を合して広住村とした。その後、一二年郡区町村編制法の施行により植木町、広住村を一行政区域とし、戸長を置いて統治した。一七年、植木、広住、滴水、鏡田、投刀塚、舞尾、平野、萩迫の一町七か村を一行政区域として同一戸長のもとに置き、植木町列戸長役場を設けた。二二年町村制の施行により、植木町と広住村を合併して植木町が設置された。

(二) 桜井村

旧藩時代本村地域は、山本郡（正院手永）に属していたが、明治三年（一八七〇）八月藩政改革により、二組に分かれ舞尾、投刀塚の二か村は植木組に属し、滴水、下滴水、萩迫、鏡田の五か村は滴水組と称した。

七年大小区制の改正にあたり第五大区の中に入り、舞尾、投刀塚、鏡田の三か村は、植木村列とともに第八小区となり、滴水、下滴水、平野、萩迫の四か村は、田原村の一部とともに第九小区となり、その後、滴水村と下滴水村は合併して滴水村となった。

一二年郡区町村編制法の施行によりこの六か村を一行政区域として民選の戸長を設けて治めさせた。一七年の改正で本村の区域は植木町、広住村とともに一行政区域となり、官選の同一戸長のもとに統治されることになった。二二年町村制の施行にともない、植木町列のうち、植木町、広住村を除く舞尾村ほか五か村が合併して桜井村となった。

(三) 田原村

旧藩時代本村地域は山本郡（正院手永）に属し、庄屋が統治した。明治三年（一八七〇）八月藩政改革に際して、各村に与長を置き、その上に東西に分けて里正を置いた。七年の大小区制の改正に際し第五大区第九小区となり、同年田原村と舟底村が合併して豊岡村となり、西山村と小畠村が富応村となった。一二年郡区町村編制法の施行により鞍掛、豊岡、鈴麦、平原、富応、後古閑の

六か村を一行政区域とし、戸長役場を置いて統治した。二二年町村制が施行されたのに伴いこの六か村が合併して田原村となった。

(四) 菱形村

旧藩時代本村地域は、山本郡正院手永に属し、庄屋が統治した。明治三年（一八七〇）八月藩政改革に際して、各村に与長を置き、その上に里正を置いて統治した。七年大小区制改正の際には第五大区第九小区に編入され、同年行政区域の一部変更に伴い、小吉松村と前原村を合併して轟村と称し、各村に用掛を置きその上に戸長、副戸長を置いた。一二年郡区町村編制法の施行に伴い円台寺、轟、那知、上古閑、木留、辺田野の六か村を一行政区域とし、戸長役場を設け、各村には総代を置いて統治した。しかし、一七年に戸長は官選に改められた。二二年町村制の施行に伴いこの六か村が合併して菱形村となった。

(五) 山東村

旧藩時代本村地域は、正院手永に属していたが、明治三年（一八七〇）藩政改革により、有泉組となり、七年大小区制の改正により第五大区大八小区となった。一二年有泉、古閑、石川、小野、岩野、一木の六か村を一行政区域として、戸長役場を設け民選戸長を置いて統治させた。一七年官選戸長に変わり、二二年町村制の施行に伴い、六か村が合併して山東村となった。

(六) 吉松村

旧藩時代、本村地域は、正院手永に属し明治七年（一八七四）大小区制の改正により第五大区第七小区に属した。

一二年郡町村編制法の施行にともない、大井、亀甲、平井、船島、伊知坊、今藤、豊田の七か村を一行政区域として戸長役場を設け、民選戸長を置いた。二二年町村制の施行にともない七か村が合併して吉松村となった。

(七) 山本村

旧藩時代本村地域は、正院手永に属し、庄屋によって統治していたが、明治三年（一八七〇）八月藩政改革に際して、各村に与長を置きその上に里正を置いた。七年大、小区制度改正により、上大清水村下大清水村を清水村として上を甲組、下を乙組或いは甲区、乙区とよんだ。九年正院村と知田村と合併して古く山本とよんでいたのが、山本村とした。

一二年二郡区町村編制法の施行により味取町、色出、山本、清水内の一町

四か村を一行政区域とした。二二年町村制の施行に伴い、この五か町村が合併して山本村となった。

#### (八) 田底村

旧藩時代、正院手永の支配を受け、慈恩寺、嘉村、平島、山城、芦原、二田、大塚、宮原の各村に分かれていたが明治七年（一八七四）の大小区制の下では第五大区第七小区の一部および第一〇小区の一部となった。一二年、行政区域が改められた際、明治七年に慈恩寺、嘉村を合併した米塚村、平島、山城、芦原三村合併の田底村と、二田、大塚の合併村の正清村、それに宮原村の四村が区域となって戸長役場のもとにおかれた。二二年の町村制施行に伴い、前記の四か村が合併し田底村となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

**植木町ほか六か村の合併** 町村合併の気運が全国的に盛りあがってきた昭和二年（一九五三）末になると、現植木町の南部地区においては合併を促進しようとする動きが起こってきたが、北部地区の吉松村及び山本村においては、南部地区との合併に同調する者と、他村と合併しようとする者などいろいろな動きが生ずるようになった。

二九年になると郡内においても、山鹿市、鹿北村の新市村発足が確定的となり、本地域においても、県の合併試案である植木、山東、田原、菱形、桜井の五か町村合併と山本、吉松、田底の三か村合併を町村長、議長間において検討の結果、田底村を除く七か町村合併の気運が急速に高まってきた。

そこで、関係町村は、世論をまとめて同年四月に七か町村合併推進協議会を設置し、合併事務局を設けて合併の準備にとりかかった。ところが、その後六月の協議会で、合併後、中学校三校を二校に減らすにあたって、鹿南中学はそのままとして、五霊、吉松を統合して一校にする場合どこに設けるかをめぐって吉松村が強硬な意見を出したため紛糾した。その後、中学校の問題はおおよそ結着をみたが、七月の協議会では、合併後の政治的、人事的思惑等から摩擦が生じ、植木、山東、桜井の三か町村の委員が退場した。このあと協議会は分裂し、植木、山東、桜井の三か町村と吉松、山本、田原、菱形の四か村の二ブロックに分かれて合併を推進することになり、九月には県に対し、植木

町ほか二か町村合併と吉松村ほか三か村合併についてそれぞれ合併計画を提出した。しかし、県では、協議会分離の理由がなく、また関係住民の意向の強いのを理由にし、各町村当局に再考を促した。また、明治の中期から大正の末期にかけて存続した山本高等小学校が五霊にあって従前から高等教育にあたっていたので、関係町村の四五、六才以上の指導的立場にある人は、ほとんどこの同窓生という堅いつながりをもっており、これらの人々は全部七か町村合併案を強く推進してきた。特に山本村、田原村等においては、壮年同窓会を結成して強力に活動した。このような事情もあり合併は結局、最初の案であった七か町村合併にもどり翌三〇年一月一日新植木町の発足をみるに至った。

**田底村との合併** 植木町は、昭和三〇年（一九五五）一月一日に七か町村合併が行われているが、田底村は未合併で周囲から取り残された状況であり、田底村としては、行政機構・組織・財政事情等から小規模村では地方自治体としての今後の運営が非常に困難になるとして隣接市町との合併気運が急速に進み、紆余曲折はあったものの全村一致して植木町との合併を決定し、昭和四一年（一九六六）一〇月正式に植木町へ合併を申し入れた。

植木町では、昭和四二年三月各校区毎に合併に関する座談会を開き、更に七月、議員・嘱託員代表・各種団体代表・学識経験者等約五〇名による合併問題研究会を結成して協議を重ね、合併への気運を醸成に努めた。

その後、昭和四三年九月定例会議で各々一七名の委員で構成する植木町・田底村合併協議会を設置し、合併に必要な調査研究・合併設計画等合併に必要な事項全般について協議がなされ、昭和四四年四月一日植木町・田底村が合併して、新植木町が誕生した。

## 3 合併条件および協定事項

### 植木町ほか六か村の合併

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 新町名 「植木町」
- (三) 役場の位置 植木町と五霊の間とする。
- (四) 合併の時期 昭和三〇年一月一日
- (五) 役場出張所

原則として、必要に応じ連絡所を置くが、特別の場合は出張所を設ける。

(六) 町議会議員の選挙区

公職選挙法の規定により、町村合併後初めて行なわれる一般選挙の議員の任期間は選挙区を設け、選挙区は合併関係町村ごととする。この場合選挙区の議員の定数は、協議のうえ定める。

(七) 町議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項に基づき、町村合併の際合併関係町村の議会の議員で、新町の議会の議員の被選挙権を有する者は、残任期間引き続き新町議会の議員として在任するものとする。

(八) 助役の定数 一人とする。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱い

一 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職に

ある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保  
有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

二 特別職の職員は別途考慮するものとする。

退職手当についても同様とする。ただし、これが支給は旧町村において  
する。

三 職員の給与については、合併当時における合併関係町村間の不均衡を調  
製するため、合併後すみやかに措置するものとする。

四 その他身分取扱いについては、職員すべてを通じて公正に処理するもの  
とする。

五 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて県職員退職手当支給条  
例を参酌し、合併関係町村条例による普通退職手当の額に次に掲げる割合  
を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 合併後三か月以内に退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

イ 合併後六か月以内に退職の申し出をした者 二〇〇分の一五〇

ウ 合併後一年以内に退職の申し出をした者 一〇〇分の一二五

(一〇) 嘱託員(区長)の統合整備

嘱託員(区長)は、これを存置し、適当な時期に逐次統合整備するよう検討

考慮する。

(一一) 財産および負債の帰属処分

一 基本財産、特別基本財産、積立金および行政財産は、新町に引き継ぐ  
ものとする。

二 負債は一時借入金を除き全部引き継ぐものとする。

(一二) 町村税その他の滞納整理

合併関係町村の町村税その他収入金で収入未済があるときは、町村合併前日  
までに極力これを整理するものとする。

(一三) 新町の大字その他の名称 合併町村の現大字名を新町の大字名とする。

(一四) 町村税の税率

町村民税、固定資産税の税率は、昭和三〇年度から均一にする。

(一五) 国民健康保険の整備

国民健康保険は、合併と同時に、休止中の植木町および田原村を復活して、  
新町全域に施行する。

(一六) 教育委員会の選挙による委員の任期および定数

教育委員会の選挙による委員は、町村合併促進法第九条の二の規定により、  
任期を昭和三〇年三月三十一日まで延長し、その定数は七人とする。

(一七) 農業委員会の選挙による委員の任期および定数

農業委員会の選挙による委員は、町村合併促進法第九条の三の規定により、  
任期を昭和三〇年三月三十一日まで延長し、その定数は二十八人とする。

(一八) 消防団の統合整備

消防団は統合し、消防団機械器具は、新町に引き継ぎ、本部を役場内に置く。

(一九) 合併関係町村の継続事業の措置

合併関係町村の継続事業は、当該町村の意思を尊重し、新町において極力こ  
れが実現を期するものとする。

田底村との合併

(一) 合併の形式 編入合併

(二) 新町名 「植木町」

(三) 役場の位置 現在の植木町役場の位置とする。

(四) 合併の時期 昭和四四年四月一日

(五) 出張所の設置 役場出張所は原則として設置しない。

(六) 助役の定数 現在の一人とする。

(七) 職員の身分の取扱い

一 市町村の合併の特例に関する法律第六条の規定に基づき、合併の際現にその職に在る一般職の職員は、引き続き植木町の職員として身分を保有し勤務年数もこれを継承するものとする。

二 田底村の特別職の職員は、合併と同時に身分を喪失するが、特に必要な場合は別途考慮するものとする。

退職手当については、田底村の条例等の規定により田底村において支給するものとする。

三 職員の給与については、植木町との不均衡を調整するため、合併後十分検討し適正な措置を講ずるものとする。

四 その他職員の任免・身分取扱いについては、公正に処理するものとする。

五 一般の職員で合併により「植木町職員勸奨退職実施要領」の規定に該当する職員がある場合は、その要領を適用する。

(八) 議会議員の任期及び定数

議会議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第四条の「議会議員の在任に関する特例」を適用し、植木町の議会の被選挙権を有することとなるものは、次に掲げる期間に限り引き続き植木町の議会の議員として在任するものとする。

編入する植木町の議会の議員の残任期間に相当する期間

(九) 財産の処分 田底村の財産は、すべて植木町に帰属するものとする。

(一〇) 消防団の組織統合

田底村の消防団は、植木町消防団に統合し「分団」及び「部」と呼称する。

消防機械器具は、すべて植木町に引き継ぐものとする。

(一一) 農業委員の任期

農業委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第五条「農業委員会の委員の任期等に関する特例」の規定に基づき植木町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、次に掲げる期間引き続き植木町の農業委員会

の選挙による委員として在任するものとする。

編入をする植木町の農業委員会の委員の残任期間

(一二) 町税等賦課及び滞納整理

一 町税の賦課については、植木町税条例及び植木町国民健康保険税条例を適用する。

二 村税及びその他の収入金で収入未済があるときは、合併期日までに極力これを整理するものとする。

(一三) 大字名等の名称

現在の田底村の大字名は、そのまま植木町の大字名とする。字名についても同様とする。

(一四) 嘱託員の統合整備

田底村における現在の嘱託員をそのまま植木町の嘱託員として存続するものとする。

(一五) 特別会計の設置

国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計は、植木町のそれぞれの会計に包含されるものとする。

(一六) 農業団体などの整備統合

新町植木町の速やかな一体化をはかるため、農業団体・その他民間団体等の整備統合を推進するものとする。

(一七) 継続事業の措置

田底村の継続事業については、意思を尊重し植木町において極力これが現実を期するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 植木町ほか六か村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
植木町	木村 尚	堀田 重郎	大石初太郎	堤 勝嘉	堀田 三義
桜井村	田中 秋平	岡村真太郎	境 秀雄	中村 米造	森 辰男
田原村	生田 公夫	林田 勉	田中 軍蔵	船越 米蔵	宮本 一穂
菱形村	宮崎 勇	高江 留吉	松永 牧平	津々浦政雄	緒統 誠
山東村	古田 清人	藤木 敏雄	高群富実雄	高群 清喜	深迫 民蔵
吉松村	原田 尚	井上 数人	村川 成章	上田幸三郎	内藤 三雄
山本村	福田不羈人	原口亀久彦	中山 時雄	坂本 亥次	茂見 鹿男

(二) 田底村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
植木町	木村 学	続 保幸	村上 成章	麻生 正次	本武 克己
田底村	橋口 敏春	松葉 繁喜	吉田 良弘	中島 朝光	松村 宗秋

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 植木町ほか六か村の合併 (次頁掲載)  
(二) 田底村の編入

生産額	計	農	鉦工	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校		官公署	業態の割合				面積	戸数	人口	区	分		
								高	中		計	その他	農業	計						その他	商業
								等	学		人	人	人	人						人	人
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	校	署	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
二七、五九	九、六九六	一七、四三〇	四、三三〇	四、六六七	七、六六七	四、四四六	一七、九二	一	四	一九	七、三五〇	四、九七	六、八五三	三、七〇一	一、五九〇	二、二二一	六、四七二	五、四〇五	二、四〇三五	植木町	
二、四八〇、六五	九、四四六	一、四九五九	七、三三〇	四、五五三	五、六六七	三、〇〇五	一、四二四	一	三	一七	六、三七六	四、九三	五、八八三	三、二五	二、四六八	五、一五九	四、六九七	二、〇九五	三、三〇	合併関係町村	
三三、七四	五、三三	三、八四四	一、一〇〇	六、三三四	二、一〇〇	三、三三三	三、七九	一	一	二	九、七四	四、〇	九、七〇	四、五	三、三	六、二四	七、八	三、三〇	田底村		



生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万元以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	産業の割合						面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分	
	計	その他	農産	鉱工業					高等	中等		産業		都市的								
												計	その他	農業	その他	商業	工業					その他
六六、四九九	六〇、五四	五〇、一九九	九、七六六	—	一〇、八八六	三、六五四	四〇、五三	一六、六七	—	一六	一八、三八	四一、七六	一四、一四三	四、五三三	二、七四八	一、七八七	五、三三〇	四〇、九二	三、八五三	植木町		
三、三六	八、〇〇	二、四八六	—	—	四、二〇	—	二、二七	—	—	四	七、五	三、六	三、九七	一、四四三	一、二四	三、九	一、五	四、六	二、二八	植木町		
一一〇、〇〇〇	五、〇〇	一一〇、〇〇〇	五、〇〇	—	一六、六七	七、六八	四、八	五、五〇	—	四	二、九六五	九、五	二、八九〇	六、九	四、八	二、五〇	三、二八	六、〇	三、六三	山本村		
七、五三三	一〇、五〇〇	六、五〇〇	四、〇三三	—	一一、三三	四、五三	二、六	一、〇〇	—	—	二、八八八	二、五六	二、五六三	一、五三	〇	九、九三	五、〇三	—	二、九七〇	田原村		
八、八五六	一、五二四	五、七九三	一、〇七七	—	二、五八八	四、五七	三、九	一、二四	—	二	三、〇〇八	一、三六	二、七三	三、六七	二、六三	一〇、九八	五、六	—	三、七五	菱形村		
四、三六	一、〇〇	三、二四五	一、八〇七	—	一、六四五	五、四五	六、五	一、三三	—	一	二、六九九	五、四〇	二、五九	一、二〇〇	六、六五	六、四二	七、〇	—	三、八九九	桜井村		
二、九六七	三、〇〇	一〇、二二	八、七二	—	二、二六四	五、七五	八、七	一、三三	—	二	二、三三三	一、〇四七	一、三三六	三、七九	二、〇	九、二八	四、六九	—	二、七五三	山東村		
三、〇〇〇	一、七〇〇	六、〇〇〇	四、五〇〇	—	一、五〇三	七、四二四	三、六	三、四九四	—	三	三、七〇	一、七四	一、九六	三、三六	八、八	九、〇〇	七、七〇	—	四、〇四六	吉松村		